

## ズヴィカーアの番人たち<sup>1)</sup>

——『公文書管理と情報アクセス』を読もう——

阿 部 安 成

**「抒情的」** 「レイキャビク市公文書館。二〇〇九年三月二〇日の午後二時。三十代後半の館長が説明を急ぐ」——という複数の短文で畳みかける始まりはまるで、「世界の町並みに」と題された 5 分ほどのテレビ番組に流れるナレーションをおもわせる。そして館長が紹介する資料が「ラブレター」だというつかみなのだが、文書館、博物館、史料館、文学館などで書簡や書状を所蔵しているところはめずらしくない。その中身が愛の伝達だからといって、なにも驚くことはない。こうした遣り口を、奇を衒うという。だからそこにとびつく書評も登場する——「はじまりはラブレターだ。〔中略——引用者による。以下同〕何ともロマンチックで抒情的な幕開けである」というぐあいだ（渡邊健執筆、『GCAS Report』 vol.3、2014 年、掲載）。衒った甲斐があったというものだ。

ここにとりあげる本は、『公文書管理と情報アクセス—国立大学法人小樽商科大学の「緑丘アーカイブズ」』（以下、本書、とする）と題され、2013 年に世界思想社から発刊された。全 viii+457+10 ページの分厚く重たい本だ。ただし総ページ数のじつに 34.1%が「カタログ 小樽商科大学公文書（抄）（ホームページの検索結果からコピー）」にあてられている。この部分は本に不可欠な情報だったのか。これがなければ、本書は一冊の本としてまともでなかったということか、これがなければ、厚さ！も重たさ？もおおよそ 2/3 になっただけで、定価（7600 円+税）も下がる！！可能性があった。こうしたカタログを載せた出版社の英断を讃えよう。

「ラブレター」の語が読者に「何ともロマンチックで抒情的な幕開け」を感じさせる本書「まえがき」は「アーカイブズ」（以下、わたしの文章では Ar とする）をつぎのとおり

---

<sup>1)</sup> 本稿は 2015 年度科学研究費助成事業基盤研究(C)(一般)「20 世紀前期の帝国日本における教養の知と技をめぐる実学リテラシー研究」（課題番号 15K02864）、2015 年度滋賀大学経済学部学術後援基金「歴史資料の保存と公開と活用の実践論」の研究成果の 1 つであり、また 2013 年 11 月 16-17 日開催「高等商業学校スタディーズ・ワークショップ」での報告が元となっている。

説明する。これもまた感情ゆたかな読者の琴線にふれるだろうか——「アーカイブズとは、その社会（の人々）にとって、もしくはその設置団体（の構成員）にとって大切な資料を未来に残していく組織である。人々の「記憶」を後世に伝える役割を担う」。

ここには嘘、そうやって悪ければ、弩級の誇張がある。記憶の語につけられた「 」の意味するところが不明だが、それをおけば、人びとの「記憶」を後世に伝えることができる Ar があるだろうか？、そうした役割を Ar は担えるのだろうか。ここには Ar が「記憶」を保存するとは記されていない。Ar に残る資料に人びとの「記憶」が記録されていることはあるかもしれない。その記録を保存する Ar は人びとの「記憶」を伝えることとなるか。わたしは死んだ母の折々の記憶を知りたいと、母の歳をこえたいま強くおもう。けれども、わたしの希みをかなえる Ar は、どこにもない、絶対に。

さきの一文はこれまで（といっても 1990 年代よりもまえとなるかもしれない）であれば、人びとの歴史を後世に伝える役割を担う、と記されるばあいが多かったとおもう。それが、「記憶」となっている。ここには著者のはっきりとした意図があらわれているはずだ。

そうした確信をわたしはなぜ、誇張または嘘というのか——歴史には過去から現在までの変遷の記録という意味もあり、それは文字によって記されたり、なにかしらのかたちをもってあらわされたりしている。それに対して記憶はこころのに残るなにかであって、そのままではそれを保持する個体や集合体のうちにあるだけでコンピュータ用語にいう記憶装置や記憶媒体がなければ保存されることはない。Ar と記憶（さきにしたとおり「記憶」というとき「 」がある意味が不明なのでこれよりあととはとくに必要のないかぎり「 」をつけない）とをつなげて記すのであれば、記憶装置や記憶媒体としての Ar を、あるいは、Ar の記憶装置や記憶媒体としての機能を論じなくてはならない。だが、本書を読み始めるまえに断言できる。本書ではそれを論じられない。だから誇張または嘘だといったのだ。それは先走りにすぎるといわれれば、では、本書を読むときの重要な点として、記憶をめぐる記述があることを、ここに確認しておこう。

つけくわえれば、ここには歴史離れ、あるいは歴史嫌いの臭いをわたしは嗅ぎ取ってしまう。それはまた論じるとしよう\*。

**アーカイヴズ** 本書ではまず「まえがき」において、Ar をどのように示しているのかをみよう。レイキャビクでは、という——「レイキャビクでは、官僚のメモや小中学校関係資料も含め公文書などの管理と保存が制度的に淡々と行われてきている。加えて、その地域住民にとって最も重要な資料を丁寧に集め、保存をしていくことも積極的に実施されているのである。著名人の資料も寄贈保存されているが、それよりももっと大事な資料。例えば、ラブレターが対象となる」（下線は引用者）。ここにいう、「重要な」「著名」「大事な」という判断は、レイキャビクでは、だれが、どのようにおこなっているのか。その説明がここにはない。調査では聞き漏らしたということなのか。「ラブレター」が「もっと大事な資料」だとは、だれが、どのように判断したのだろうか。

わたしもこれまでの生涯でそれを数通は書いて、おもう相手にわたしたことがあり、もちろんそれらのなかにはふられたばあいもある。その手紙がいまもまだ相手のところにあるとしたら、そのことを心地よくおもわないばあいもある。それはわたしにとって、かならずしも、もっとも大事な資料となるわけではないのだ。なにより廃棄してほしい資料、となるかもしれない。「まえがき」のこのくだりには、「資料的価値が非常に高い」「資料的価値をさらに高める資料群」との文辞もあるが、それはいったい、だれが、どのように決めたのか、国家規模で、または国民規模でその「価値」が共有されているのだろうか。もちろんそれらの説明は、ここにはない。

すでにここにあらわれているとおり、本書著者には、Ar やそこで保管する資料をめぐるであらかじめ自明視している領域があり、とりわけ「価値」にかかわるそれらが問われていないところが本書の重大な欠陥だと、わたしは考える。

著者は本書「まえがき」末尾で、「価値」にふれてはいる。「自治体や大学にアーカイブズがあること、あるいはアーカイブズに関連する活動があること（年史編纂や史料展示など）の利点はなにか」と問うなかで、「自治体アーカイブズは、その地域の住民にしか価値の分からない資料の収集もする。大学の場合は、その大学構成員にしか価値の分からない資料の収集にも積極的になれる。〔中略〕国立公文書館では、とても個別組織の事情を勘案できない。社会全般の価値を基準として、資料を収集保存していく組織だからである」と

記す。地域住民にしかわからない「価値」、大学構成員にしかわからない「価値」、国立公文書館が「基準」とするという「社会全般の価値」、これらの「価値」は地域住民や大学構成員のすべてに共有されるのだろうか、賛否があるとき、それはどこで、どのようにして決めるのだろうか、多数決を選別の原理とするのだろうか、国立公文書館にかかわる「社会全般の価値」とはなにか、それはまた国民規模で共有されているのか。どれも、まったく、わからない。

またここでは、自治体、大学、国と領域を分けたうえで、それぞれの「価値」にしたがって、あるいは、そって「資料を収集保存」する Ar がある、そこに「利点」があるというように見える。だが単純にいて、国が管轄する国立公文書館が「資料を収集保存していく」「基準」とおく「社会全般の価値」では、「個別組織の事情を勘案できない」から、自治体や大学に Ar がある利点があるというとき、どうして自治体や大学がいわば一枚岩となっていると想定できるのだろうか、自治体や大学に属する、またその領域にある組織や団体や、それこそ個人の「価値」と自治体や大学のそれとが合致すると、なぜみなせるのだろうか？。

「まえがき」掉尾の2つの文がまたよくわからないのだ。すでにみた自治体や大学の Ar についての話をうけて、「したがって」の接続詞を用いて、「したがって、『年史』を出版することに熱心な組織の場合、アーカイブズはなくてはならないものという言い方もできる」と記し、ついで、「換言すれば」とつないで、「換言すれば、自治体や大学アーカイブズだからこそ、市井の人々の記憶にも配慮したアーカイブズの仕事が可能となる」というのだ。これらの文は、「したがって」「換言すれば」という語でつなげるのだろうか？、ここに記された「 」のつかない記憶とさきの「記憶」は意味が違うのか？、自治体であれ大学であれ、その歴史を編み、その史誌を出版することに熱心なところでは、それぞれの構成員？市井の人びと？の「記憶にも配慮したアーカイブズの仕事が可能となる」というとき、その「記憶」とはなにか？、なぜ可能となるのか？——わずか本文3行ほどのたった2つの文なのだが、いくつものことがまるでわからない、不可解な記述である。

2 ページあまりの「まえがき」を読んで、本書の記述の確からしさが怪しいと感じた。

**目的と課題** 著者自身がいうところの本書執筆の「目的」を確認しよう。それは、小樽商科大学の Ar での「業務を振り返り」、それを「主たる素材」として「アーカイブズについて比較考察すること」という。そして、(1)「資料は、偶然に残されるものではなく、一定の方法論に従い積極的に残していくものであること」、(2)「『年史』は、その組織の単なる広報活動でもなく、「物語」の執筆でもなく、一次資料が十分に活用される研究活動であること」、(3)「資料保存の体制が確立してこそ、『年史』執筆のような研究活動のひとつも可能となること」といった、これらの「仮説が立証されることも目指しつつ、本書は叙述される」というのだから、これら 3 点を本書の課題としてよいだろう。ただし「このような仮説が立証されることも目指しつつ」(傍点引用者)というときの「も」が気になるが、とくに説明はないので、無視しよう。

本書と同時期に刊行された大学アーカイブズについての本では、大学史編纂と大学アーカイブズ業務とを厳しく分けていたので<sup>2)</sup>、それとくらべると「まえがき」に記されたかぎりでは、本書は大学史そのもの、またはその編纂にかかわる史料や Ar を論じようとしているとみえる。

上記の目的と課題のもとに記述が展開する本書の章立てを、ここにあげておこう。「序章」と「結章」が新規の稿。

第 1 章「小樽商科大学の文書管理」(初出 2004 年、初出誌大学紀要)

第 2 章「著作物でもある法人文書の公開」(初出 2005 年、初出誌『アーカイブズ学研究』、査読あり)

第 3 章「電子目録の作成とその利用」(新稿)

第 4 章「法人文書の収集と評価選別理論」(初出 2007 年、初出誌大学紀要)

第 5 章「文書管理の実際とその思想的背景」(初出 2010 年、初出誌大学紀要)

第 6 章「スウェーデンにおけるアーカイブズの現況と情報アクセス権の成立およびカタ

---

<sup>2)</sup> 阿部安成「ズヴィカーアの使徒たち—『大学アーカイブズの世界』を読もう」(滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.236、2015 年 8 月)を参照。同稿と本稿は一对となる。なお、わたしには「年史」という語が気持ち悪くてならない。理由は意味が不明だし通用範囲がごくごく狭い業界用語だから。本稿では引用以外にはその語を使わず、大学史や大学の史誌などと記す。

ログについて」(新稿)

第7章「小樽商科大学におけるアーカイブズ運営の条件」(初出2011年、初出誌『レコード・マネジメント』、査読あり)

本書には、おもに2004年から2011年にかけて発表された稿が収載されている(査読の有無についてはそれぞれの学会のホームページにある記述を参照して判断した)。

ここで苦言や諫言という語を用いてよいだろうか\*。それらの語があらわすところのつもりでここに記すと、本書を読むことが、わたしにはとても苦痛だった。読みすすめようとすると、言葉の意味がわからない、または適切ではない<sup>3)</sup>、文章の意味をつかめない、話の展開がおかしいと感じるなどなど、つねに躓くほどの石があちこちにばらまかれている道を歩くような感じなのだ。改行も少なく、改行がまったくないページがいくらかもある(本書は1ページ20行)。なぜ西暦と元号暦を混在させるのか。表記も文章も本書全編にわたってとはいわないが、せめて章ごとにでも統一してはどうか。文も文章も読みづらい域をこえている。固有名詞をのぞいて、8文字も漢字が連続する言葉があるだろうか?。本書には「収集整理保存公開」の八字熟語がすくなくとも2か所に記されている(16ページと266ページ)<sup>4)</sup>。なんと「提供」がくわわった十字熟語も登場(221ページ)、「保存」が消えた「収集整理公開提供」もある(254ページ)。これは意図して記したのだろう。くりかえし用いられていたのだから、誤記ではないはずだ——「収集整理保存公開提供」、なにかの経文のようだ。

「あとがき」によると、「エディター」も「校正者」も本書にはついたとのことだが、それぞれの目や手を経たうえでこの文章なのか?。もっとも校正者は、原稿とゲラの照合が

---

<sup>3)</sup> たとえば「資料」「史料」「史資料」の使い分けが、わたしにはわからなかった。またくりかえし「政策」の語が用いられているが(たとえば「その組織の政策決定過程」3ページ)、それは「①政治の方策。政略/②政府・政党などの方策ないし施政の方針」(『広辞苑』第6版)の意味であるとする、②の意味を重視すればさきの引用箇所は「その組織の方策決定過程」のほうがよいとおもう。もっとも「policy ポリシー」の語はいまでは、自分のポリシーに反する、など個人のそれとしても使われている。だが、自分の政策に反する、とはいわないだろう。

<sup>4)</sup> 137ページには「収集、整理、保存」という表記もみえる。読点をうってもよいようだ。べつに「行政文書法人文書」(151ページ)もあった。

おもな仕事だろうが。だれかの、どこかの時点での点検を経て出版したほうがよかったとおもう。

本稿副題の「読もう」は、つい読みたくなるわたし自身への叱咤だった。

**「研究対象の範囲」** 本書は「まえがき」「目次」「本書の凡例」のつぎに18ページにおよぶ「序章」がある。全6節のそれぞれの題目は順に、「はじめに」「本書の目的と課題」「大学アーカイブズの先行研究と本書の位置」「本書の内容」「国立大学法人小樽商科大学」「小括」となる。

「序章」冒頭と、またなにより書名にあらわれているとおり、本書は「公的な機関」の「行政文書や法人文書など公文書」を対象とし、「公文書の管理は、日常の事務に付随して行われるもの、さらに言えば、その組織構成員（学校であれば教職員）の仕事、なのであるだろうか。公文書の管理はそもそも誰のために行われるものか。何のために実施されるものなのか。例えば、適正な管理が行われなかったり、全て機械的に廃棄されてしまったら誰が困るのか」と、矢継ぎ早に問いを提示している。公文書管理をめぐる、①いつ、だれが？、②だれのため、なにのため？、③利益不利益はだれに？、との問いである。

ところでこうした著者による問いが示されている本書序章第1節「はじめに」の4ページには、座標が記され、その題目は「記録管理の目的および対象と小樽商科大学百年史編集室（3章、5章、7章を参照）」とつけられているようにみえる。ここは見開きページになっていて（右4ページ、左5ページ）、この2ページ分の本文のどこにも「小樽商科大学」の文字はみえず、それにふれたであろうとおもわれる文章もない。さきに引用したとおり座標上部には（ ）をつけて「3章、5章、7章を参照」と記されているのだが、そうした章を参照しなければならない座標がなぜここにあるのか、わたしにはまったくわからなかった。

さきの問いにもどろう。まず問い③について、公文書が不適切に廃棄されたばあいは、「組織の構成員」「学生や卒業生、市民も不利益を被ることになる」と応じられている。だから自治体によっては、「廃棄の範囲を市民の代表が決定する制度を導入している」ところがあると紹介される。ここには問い②への応答もふくまれている。そのつぎがわからない――

—「多くの組織では、実際には実務をレコードマネージャーやアーキビスト（あるいはその業務の担当者）が担うことになる」。これは問い①の回答なのか。わざわざカタカナ外来語を使った「レコードマネージャーやアーキビスト」とは、それぞれの（レコード・マネジメントやアーカイヴの）資格を必要とするのだろうか？、そのために「その業務の担当者」と分けているのか？、「その業務の担当者」というときの「その」は、文脈からして、「公文書の管理」を指すとおもわれるが、それは無資格者でもよいのか？、それともそのまへの文にいう「市民代表」が就くのか？、なんともよくわからない。

つぎの一文は、「現実的に、誰が担うのであれ」となにかはぐらかされたような気分をもたらすように感じたうえで（だって、だれか？と問うたのだから）、「誰が担うのであれ、誰のどのような権利を実現するための業務なのか常に意識して、公文書の管理は絶えることなく行われていくことが大切である」というのだから、いつだれが、だれのために、なにのためにおこなうのであれ、とりあえず、必要とする姿勢を説いたということなのだろうか？。そうであればさきの問いはなんだったのか？。

そのつぎの一文は、「保存すべき文書の範囲を検討する評価選別のことも考えると、公文書の管理そのものも一つの権利として意識される必要がある」とある。この権利はだれのそれか、意識するものはだれか、それらはここに示されていない。

ついで、「年史編纂」などを事例としてあげたうえで、「以上のような観点を踏まえた場合に、(公)文書を管理する権利が一体誰にあるのかと言えば、市民にあるということになる」と主張する。さて本書「序章」ではここに初めて( )がついた「(公)文書」という表記が登場するのだが、その説明はなく、読んでもなにかわからない。そのつぎの一文はこうだ——「公文書を管理する権利について、あまり議論がなされてこなかったのは」と、その理由が2点あげられている。これまでの議論は「公文書」について、本書ではそれに対して新規の議論をするから「(公)文書」ということか？。この点をひとまずおくと、公文書管理の権利がこれまで議論されてこなかった理由は、「①情報公開や公文書管理について主に実定法的な課題、手続き的な課題に焦点があてられてきた。②レコードマネジメントやアーカイブズの実務研究は主に技術的な部分について議論がされてきた」ことに



あるという。権利ではなく、法、手続き、技術が議論されてきたということか？。ではこれからはというと、「今後は、情報公開や文書管理の目的についての議論や、その目的および目的実現のための実務などの研究も必要となる」といわれて、なんだかよくわからなくなる（手続きや技術と実務とはどう違うのか？）。つぎの一文が「言い換えれば」と始まるので、理解が可能になるかもしれないと期待して読むと、「言い換えれば、(公) 文書管理についての(社会) 契約の内容を確認し、契約を実現するにはどのような実務を行えばよいのか検討することも重要となる」となれば、「目的」を「契約」におきかえただけなのか、ここにま復活した「(公) 文書」とはなにか、なんだか、やはり、よくわからなくなった。

どうも「市民の「知る権利」を据えること」、「公文書の管理権者を市民とすること」、これらの議論を喚起したいようなのだ。が、引用部分の後者につけられた後注では「国民」と「市民」の語が混在し、「公文書」の語があっても「(公) 文書」はなく、本文と後注との整合性がわからなくなる。本書著者がその序章にいう「市民」とはだれなのだろうか？。念のために追記すると、一般男性です、とか、小樽緑子さんです、とかいった答えをもとめているのではない。

ついで、「本書は、このような方向性を考える研究の一つである」というときの「このよな」とは、さきに引用した 2 点を指すのだろうが、そのこと自体を考えるのではなく、そうした「方向性を考える」ということなのか。

ちょうどページがかわったつぎの一段落がまた、よくわからない。

記録管理のコンセンサス、言い換えれば、記録管理に関わる(社会) 契約の内容とは、すなわち、記録管理に関わる一般意志〔中略〕(＝主権の行使) のことである。社会の制度や決まりは、(実定) 法が施行されたから存在するのではなく、当然、各(社会) 集団で合意の形成のなされていくことが前提である(社会や組織が存続する限り、合意の形成は継続審議事項である)。合意の形成があつて初めてその共通善は存在する。記録管理の遂行やアーカイブズの設置運営も例外ではない<sup>6</sup>。

ここの注 6 にはルソーの『社会契約論』があがっている。ルソーを読んでいなかったりこの引用部分がわからなかったりするようでは、記録管理やアーカイブズについては理解で

きないのだろうか。この引用部分は、単純に言えば、記録管理なりアーカイブズ設置なりは、根拠法の施行より社会の合意形成のほうが重視される、という主張ではないか。ここに初出の「共通善」は、本書第3章第2節にいう「公共善」とおなじことか？。

ルソー、社会契約、共通善はおくとして、つぎの段落では、「本書は、小規模な国立大学法人における記録管理およびアーカイブズの実務を主に整理した研究である。国立大学においてアーカイブズや年史編纂室を運営するための今日の論点を取り上げられていく」との宣言となっている。さきにみた不利益をこうむらないようにするためには、「記録管理の適正化に努力すること」、そのためには、「同時に、あるいは先行してアーカイブズ（歴史公文書等の移管先）を設置することが有効である」と結論めいた文がみえる。前者は論じるまでもない自明のことがらにみえるが（適正化をはからないよりはそれに努めたほうがよいにちがいないから）、他方で、後者は、では、アーカイブズがないと記録管理の適正化はかなり困難だということだろうか？。この点については、本書著者の「過去一一年あまり、予算規模最小の国立大学において年史編纂における資料整理の実務を担当した〔中略〕この実務経験を踏まえ、記録管理の適正化の方法や考え方を明らかにしたのが本書である」とのこと。

ところで本書に巻かれた帯に、おおきなポイントの文字で「適性な公文書管理のあり方を求めて！！」と記してある。誤字だろう。

著者自身の説明をくりかえしみて、本書がなにである、と記しているか、を列挙していこう。本書紹介①「本書は、小規模な国立大学法人における記録管理およびアーカイブズの実務を主に整理した研究」、本書紹介②さきに引用した「過去一一年あまり〔中略〕明らかにしたのが本書である」、の2点が本書の中身となる。くどくどこう記した理由は、著者自身によるいわば自著紹介の一斑がだんだんとずれてゆくとみえるからである。

さてこの「はじめに」は、「本書の特徴を明らかにするために、最初に研究対象の範囲を確認した」そこにあると著者はいう。つぎの第2節が「本書の目的と課題」となる。

**「目的と課題」** 第2節冒頭にいう——「本書では、国立大学法人小樽商科大学を主たる素材としつつ、主には小規模な大学アーカイブズの業務と運営について、実務経験お

よびその考察を踏まえ、明らかにする」(本書紹介③)。実務を整理するとそれで研究となるのか?、実務をふまえて、「記録管理の適正化の方法や考え方を明らかにした」のか「大学アーカイブズの業務と運営について〔中略〕明らかに」したのか、どちらもおなじなのか違うのか?。すぐつぎの一文が、「国立大学法人におけるアーカイブズの業務と運営の理論的研究を目的とするものである」(本書紹介④)となると、実務の整理と、業務と運営の理論とは異なるのか?。どちらにも「理」の文字がみえるが。つづけて、「アーカイブズの関連法の課題をクリアしつつ、高等教育機関がどのように記録の管理をし、記録の提供・公開をしていくべきなのか、明らかにしていく」(本書紹介⑤)ともいう。

第2節3段落め冒頭に「課題を整理していく具体的な方法としては」とある。第2節そのまへの2つの段落をみると、「課題」の語は3つみえる——「アーカイブズの関連法の課題をクリアしつつ」が1つ、「法的な課題という点では」が1つ、「日本銀行などのアーカイブズの課題と論点が重なる」が1つ——これらが節題にいう本書の「課題」なのか。この第3段落めには、本書各章の概要か要旨が示されているようで、そこにも「課題」の語が散見される——「実務上の課題について、小樽商科大学と他の国立大学を比較考察する」「その業務上の課題を述べていく」「今後の研究課題を示す」というぐあい、考察する対象の課題と本書の課題とが混同されているようにみえてしまう。もちろん、考察する対象が抱える課題を考察課題として掲げることもあるだろうが、記述はもっと整理したほうがよい。

その点、第4段落はすっきりとしている。「大きく分けると」に始まる文章はつぎのとおり。

課題①「第1章から第4章は、「年史編纂」におけるアーカイブズ学の考えや技術の援用についての考察が課題である」。

課題②「第4章から第7章では、「記録は整理をされ初めて利用できる」という基本的な認識を踏まえた、アーカイブズの一つとしての「年史編纂室」の業務やその運営における論点を整理することが課題になる」。

すぐまえのページにもどれば、「国立大学法人におけるアーカイブズの業務と運営の理論

的研究を目的とする」とあった。これと課題②はおなじか違うか。「理論的研究を目的とする」うえで、その「論点を整理することが課題になる」ということか?、「理論的研究」はあくまで目的であって、実際にはその「論点を整理することが課題」だとわかったということか?、「理論的研究」はいつかそれができるようになったときにする今後の課題として、本書では「論点を整理すること」を目的として執筆した、ということか?。文章はすっきりしていても、前後を読むとこの節でなにを示したいのか、「本書の目的と課題」はなになのかが明瞭にはなっていないとみえる。もっと文章を整える必要がある。

なお本節には、著者の基本姿勢というべきことがらが記されている——『年史』刊行というのはいわば大規模な利用であり、利用のためにはアーカイブズ学の最新の考え方から学び記録管理を適正に行う必要がある——これまた不分明な文で、「大規模な利用であり」とは、なにを利用するのか?、「利用のためには」とは、そのなにかを利用するために、ということか、または、そのなにかが利用されるためには、なのかがよくわからない。最新成果の学習、管理の適正化というのだから、利用されることを想定し、利用の提供をはかるものが学習と適正化に努めよ、ということか。

つぎの一文は、「加えて、組織として法制化された自己情報コントロール権の尊重などに対応していかなければならない」という。これは、本書執筆にあたってのこころ構えではなく、日々の業務を遂行していくうえでのそれだったのか。本書の課題ではなく、執筆者自身の仕事の課題か。

**「先行研究と本書の位置」** まず指摘しよう、この序章第3節にいう、「純粋なアーカイブズの議論」「純粋なアーカイブズ研究」の内実がよくわからない。それは、「従来の伝統的なアーカイブズ実務研究」とは違うのか。「伝統的な史料認識論」というそれもよくわからない。いや、書き直そう、それらがなにか、本書本文できちんと説かれていないのである。「純粋なアーカイブズの議論が、メタデータ論やアーカイブズの経営論、あるいは資料保存論であるとすれば」という記述はある。「純粋」とは「①まじりけのないこと」「②もっぱらなこと」「③完全なこと」「④邪念・私欲がなく清らかなこと」(『広辞苑』第6版)と理解するとき、本書著者のいう「純粋なアーカイブズの議論」には①～④のどれがあて

はまるのだろうか。

また、本節冒頭から 2 ページくらいのところで参照されている先行研究は、2002 年から 2012 年までのあいだに発表された論稿で、そこに論文集とみられるものもあるから実際の発表年はもっとさかのぼることとなるのだろうが（「初出一九七〇年代の論考も含まれている」との記載もあるが）、しかし、「伝統的な史料認識論」とか「従来の伝統的なアーカイブズ実務研究」とかいうとき、1990 年代以前の議論を参照する必要はないのか。先行研究を個別にとりあげ、「大学アーカイブズの包括的研究」ととらえてみせたり、「(これまでの史料認識論を中心とした研究ではなく) 純粋なアーカイブズ研究が待たれるところである」との願望が示されたりするのだが、そこにいう「包括的」とか「純粋な」とかの説明がないのである。「純粋な」を理解する手がかりとして、「これまでの史料認識論を中心とした研究ではなく」の言辞があるのだが、「これまでの史料認識論」の説明がないのだから、これではどうしようもない。

しかも、さきの第 2 節では気持ち悪くなるほど「年史」「年史」「年史」と記されてあったのに、先行研究を検討する第 3 節にはその文字はただの 1 つもなくなった。かわりに「大学史」の文字が 2 つに、「沿革史」の文字が 1 つだけみえ、「高等教育機関の沿革史を担う組織のマネジメント等について」の論稿が 1 編だけ注に示されている。大学史であれ大学沿革史であれ、それについてあげられた先行研究はこれしかないのだ。さらには、小樽商科大学についても小樽高等商業学校についても、その先行研究は序章にただの 1 編も示されていなかった。すでにみたとおり、「本書では、国立大学法人小樽商科大学を主たる素材としつつ」とか、「年史編纂」におけるアーカイブズ学の考えや技術の援用についてとか著者自身が明記しているにもかかわらず、その大学、その母体となった学校、そしてこれまでにいくつも編纂されている大学史の研究をほとんど参照していないことが、わたしにはまったく理解できなかつた。節題に「大学アーカイブズの先行研究」とあるからといって、大学史や大学沿革史の先行研究をここに省いてよいとはわたしは考えない。

さて、この節にも「本書は」と始まる一文がある。本書紹介⑥となるそこには、本書著者がいう先行研究が指摘した「従来の研究では不十分としている部分〔これがなにか本節

で明示されているか?」を対象に、小樽商科大学でのアーカイブズに関わる意見や考え方、認識を整理しつつ、実務の課題を明らかにした研究である」とのこと。ここでは「実務の課題」が本書の課題か目的かということか?。すぐに「換言すれば」とつづく——「換言すれば、一つには、国立大学法人の大学アーカイブズにおける資料の公開および利用に焦点をあてつつ、その運営方法を理論的に明らかにしていく研究である」と(本書紹介⑦)。ここでは、「運営方法」だ。ちょっとあとに「すなわち」と始まる文がある——「すなわち、本書の研究史上の位置付けは、国立大学法人のアーカイブズに関わる研究で、特に、法的な課題を踏まえつつ、資料の公開などについて論じられた研究が揃ったところで行うことが必要と思われる」と——ではいまは出番ではないということか?、いつ研究すればいいのか?(2015年現在なら大学予備校にならって、まだ、いまでしょ、となるか)。そのすぐあとは、「大学史研究や教育学研究などとは明確に分けられる視点もおそらく重要である」とつづく。

1つわかったことは、だから小樽商科大学、小樽高等商業学校、大学史、大学沿革史についての先行研究が省かれたのだということ。もちろん、「おそらく重要である」との指摘について、その根拠は、その説得力は、とは問えない。説明がないのだから。

このあとに、著者が「研究を進めている」その「背景」となる「考え方」が示されている。そう、目的、課題、先行研究ときて、本書の記述や考察にかかわる方法の提示がないことに気がついた(序章第2節に「課題を整理していく具体的な方法としては」との記載があったが、これはわたしのいうそれではない。また引用部分の「方法」は、記述、とすべきところとわたしは考える)。ここにいう「考え方」がその方法にあたるのかというと、そうはいえない。学術書にいう「考え方」ともいえるのかどうか。わたしには、著者の信念や心情のあらわれにみえた。これはまた最後にとりあげよう\*。

このあとには、海外の動向がとりあげられる。1つだけふれると、「中世文書を多く持つわたしたちの社会におけるアーカイブズは、おそらく、北米など文字レベルで新しい社会よりも、古い社会から学ぶことが多いはずである。例えば、欧州のアーカイブズ先進国からいかに学ぶかが課題である。本書の場合、主にスウェーデン語圏(スウェーデン語が使

われている地域および一九世紀のフィンランド)から学ぶことを試行している」とのこと。わたしには、「北米など文字レベルで新しい社会」という記述の意味がわからず(ほかのレベルでは古いのか、北米は文字レベルでのみ新しい社会なのか?)、スウェーデン語圏のあとの( )のなかの記載(一つは地域だからOK、およびのあとは19世紀フィンランドという国家のこと、その国土、その住民、そこの制度???)がわからなかった(同書の帯もそう——「国内自治体公文書館やスウェーデン等も比較紹介する」とあった。おかしいでしょ)。なにより「中世文書を多く持つわたしたちの社会におけるアーカイブズ」というのだが、そのことと大学アーカイブズはどうかかわるのか、「緑丘アーカイブズ」に中世文書があるのか、どうにもわからない。

**本書の構成** 序章第4節は「本書の内容」と題されている。これは序章第2節7、8ページにある各章の概要または要旨と重なっている(本書を最後まで読むと結章に「各章の内容確認」という節があるとわかる。さらに……(本稿46ページを参照)、なんともくだい)。どちらかだけでよい。

「国立大学法人小樽商科大学」と題された第5節(16ページ)でその概要が示される。同様の記述が第1章第2節22ページ以降、第3章第2節80ページ、第5章第2節158ページにもみえる。まとめて序章1か所に記せばよい。

第6節が「小括」。冒頭の一文が本書紹介⑧となる——「本書は、基本的には、国立大学法人小樽商科大学を例に、大学における「歴史公文書等」の収集整理保存公開をめぐる課題、実務例、および解決策を整理考察していく」とのこと。ここで文が切れるのだから、つぎの「国立大学法人小樽商科大学および一部の大学を比較考察する研究となる」との一文に本書紹介⑨をふってよい。本書にはこうしたぶつ切りの文があるかとおもえば、1ページ20行のなかに改行がまったくない経文のような文章がある。

つぎが「他方で」と始まる一文で——「他方で、長年にわたり法人文書の整理に取り組み、その経験も踏まえ、研究を遂行することで、アーカイブズのない組織における記録管理および歴史的資料保存の問題をも明らかにする」(本書紹介⑩)。さらに「結果として」と始まる一文——「結果として、アーカイブズの設置(もしくは記録管理に関わる業務の

プランニング)の必要性を考える上での認識や議論の理論的な枠組みを提示することになる」(本書紹介⑩)。

いったい本書はなにを明らかにしたのか、なにを示したのだろうか——寝物語に、むかしむかし北海道に小樽緑子というひとがいて、そのひとの波乱万丈の人生は聞くひとの涙を誘いました、と初日に話し、翌日に、そのひとの生涯は涙溢れる物語となるも笑いもある人情喜劇となってゆきます、と告げられ、3日めには、さてさて笑いの喜劇も大立ち回り、大活劇のひと幕を……と夜ごとにいいかえられては、大長編への期待と興味はいやがおうにも増すというものだろう。

さて、第6節「小括」に、「単なる実務報告ではなく」とぶっきらぼうに明記してある。ではなにか?——「アーカイブズのない組織でのアーカイブズの業務を考える上での議論の枠組みを示していることが、本書が成り立つ理由でもある」とのこと。議論の枠組みを示せば、一書として成立するということか?。事務報告だってまとめれば立派に一冊になり得るとおもう。枠組みのその中身はどうなったのだろうか?。本書を読もう。

**「小樽商科大学の文書管理」** 第1章、これは章題のとおり「小樽商科大学の文書管理」について学内でヒアリングなどをおこなった調査報告、調査記録である。他所の家のようすをうかがい知ることができるような楽しさがあるかもしれないが、初出掲載誌が大学紀要であったとおり、そうした媒体で発表すれば充分で、その全文を販売する書籍におさめる必要をわたしは感じなかった。これはまた、「研究」なのだろうか?(と書いて、では研究とはなにか?と尋ねられると困るが)。

ここにもよくわからない記述が散見される。たとえば、本章第2節は「小樽商科大学と文書管理に関わる社会的意識の変化」と題され、第1段落19行で、同大学と学内におかれた百年史編纂室の概要、同室の活動が記され、つぎの第2段落が以下の文章となる。

百年史編纂は、作業を進める中で、史料の公開・非公開に関連して文書の移管や管理の方法について考える必要が発生する。さらに将来の史料編纂を念頭におけば、今後の学内における文書管理についても検討を要する。加えて、情報公開法、個人情報保護法などアーカイブズおよびその関連の法制が整えられつつある中で、大学もそれに対応する



ことが求められている。

と、同室の業務をめぐる方向を検討するようすが記されている。そして第3段落である。

このような状況に関連し例えば安藤正人は、アーカイブズとアーキビストは「記録の証拠性を保障し、組織体のアカウントビリティを実現させることを通じて民主主義の確立と世界平和の前進に貢献する」と明快に述べている。

——だれが、なにについて、どのように述べようとかまわないし、それをどこで、どう参照してもよいが、おそらく小樽商科大学における大学史編纂をめぐる業務を指すであろう「このような状況」と、「組織体のアカウントビリティを実現させること」と、「民主主義の確立と世界平和の前進に貢献する」こととのつながりが、わたしにはうまく得心できなかった。本書著者が引用した箇所は、まぶしいかぎりの正義であるとわたしにはみえる。そうした正しさを日々の業務をとおして自己に課そうとする姿勢はとてすばらしい。あまりにまぶしすぎて、わたしは眼を伏せてしまう。冗談をいうつもりはなく、わたしの日々の仕事は「民主主義の確立と世界平和の前進に貢献」することとは、いくらか、あるいは、おおいに異なるところでおこなわれている、との自覚がある——少し自分の心情と違う書き方をここにしてしまった感じがする。わたしのきょうの仕事は、「民主主義の確立と世界平和の前進に貢献」することに即時に直結しない、と書き直そう。

本節では、「また、組織とアカウントビリティについては、スペースシャトルの事故におけるアメリカ航空宇宙局（NASA）の失敗が着目されていた」と、あれやこれやの紹介があるのだが、これもわたしにはむつかしかった。英語文献を読めないわたしなら、もっと手近なところから足場をかためるために、日々の業務をめぐる点検をし、そこから考えるべきことがらをみつけてゆく、そして手立てと手順をとるだろう。

もっとも同大学のばあいは、そうした手間は必要ないのかもしれない。第1章第7節「小括」に、「最後に、実際の仕事の上での小規模組織の長所と短所に言及しておきたい」と、短所としては予算の少なさがあげられ、長所として、「教職員の数が少なく意思疎通がしやすいということ」、同大学での「勤務年数が長期にわたる職員も多い」こと、「展示会のような通常の業務でない事柄でも細かい協力が得られやすいということ」、仕事量と教職員数

の数からして「一人当たりの関わるべき仕事内容の種類が大組織に比べ相対的に多」く、よって「比較的丁寧な簿冊の綴られ方と多めの簿冊の残存状況に結果したのかもしれない」ことをあげている。なんともうらやましいかぎりだ。こうした恵まれた職場環境があれば、日々の業務点検は不要か？。

本章は第1節「はじめに」で、「本章では、最初に、調査時の〔なんの？〕小樽商科大学百年史編纂室の状況などについて簡単に紹介し、次に小樽商科大学の文書管理の現状について実施した調査〔その調査！？〕の結果を整理しておきたい」と課題設定をしたようにわたしにはみえ、そして第7節「小括」冒頭での一文で「文書管理に関する学内の当面の課題は、調査対象の文書管理者が指摘しているように、情報公開の開示請求の基礎となる管理簿の整備に努めることと、文書の管理保存の適正化をさらに進めることである」とまとめられていた。次年度の計画、目標の一覧表に載るような、いわゆる役人の作文にみえてしまうのだが。そのための「中間書庫」での保存であれ、仮置きであれ、そうめずらしい手立てではないはずだ。

くわえてこの「小括」末尾で、「本章では、小樽商科大学における文書管理の状況を確認した」というのだから、これは「実務報告」ではないのか。

**「著作物でもある法人文書の公開」** 第2章の初出稿原題は「国立大学法人における卒業論文の扱い—著作物でもある法人文書等の公開（利用）について」であった。本書収載にさいして、初出稿副題が前面にでた観があるが、この章でとりあげる文書が卒業論文であることにはかわりはない。

なぜ卒業論文をとりあげるのか——本書の内容をわたしがまとめてみると、これは法人文書であり、しかも現用文書であり、ただし多くの大学で保存期間が短期に設定されている。個人情報が入るばあいがあり、作成者に著作権がある。さて、その保存、公開、利用はどうなるか、という関心に始まり、「卒業論文は、法人文書の公開（利用）にあたっての多くの論点を含むものと考えられる」との観点から執筆されたものとおもわれる。

すでに第1節「はじめに」で、「結論を先取りすれば」と記されているとおり、複数の国立大学に調査したところ、「法人文書の公開・非公開についての解釈が大学によって異なる

ことがわかる」とのこと。まあそうだろう。わたしも経験上、それがよくわかる。

小樽商科大学のばあいはどうか。「卒業論文および修士論文は、現用の法人文書として図書館が保存管理をし、研究者や学生、市民に利用・閲覧されている。他には類例がないかもしれないが、それらは、永年保存文書で、現在も今までどおり〔そうことわる理由が不明〕図書館で見ることが可能である」とのこと。

さて、同大学にとっての卒業論文とはなにか——「一九一四年（第一回卒業生）から一九二四年までおよび一九五二年から今日までのものが、基本的には残されて」いるという。たとえば、同大学の「沿革」はつぎのとおり記されていた——「第五番目の官立高等商業学校として小樽高等商業学校が一九一〇年に設立され、一九四四年には小樽経済専門学校と改称、一九四九年に小樽商科大学となった」（第1章第2節22ページ）。ここにあげられた3つの教育機関——小樽高等商業学校、小樽経済専門学校、小樽商科大学の連続性はどのようなのだろうか？。「小樽商科大学は、一九一〇年に官立第五高等商業学校として設立され、一九一一年に最初の入学式を迎えた小樽高等商業学校が前身である」とも記される（序章第5節16ページ。ぱっと読むと小樽商科大学は1910年に設立されたのかとおもってしまう。文がひどい）。これは、富山大学経済学部、滋賀大学経済学部などおなじで、その前身を、あるいは母体を、それぞれに高岡高等商業学校、彦根高等商業学校とするといわれている。本書にはまた、「戦後の大学昇格時には、他学校と合併することなく、施設や教職員がそのまま活かされている」（同前）<sup>5)</sup>、「小樽商科大学は単独昇格で、新制大学への申請書も、小樽経済専門学校校長名で提出されている」（第3章第2節後注2、125ページ）とも記される。確かに多くの官立高等商業学校で、その学舎も教職員も新制国立大学発足時には使用され在職していた。こうした教育機関の制度上の変遷は、どうとらえれば正確なのか<sup>6)</sup>。

---

<sup>5)</sup>本書はArの比較をするときそれを日本の他大学や公共機関のそれにとどめずひろく海外へと視野をひろげている。が、その視野に「戦後」とはどう映っているのだろうか？。確かに『広辞苑』（第6版）もその語を「戦争の終わったあと。特に、第二次大戦の終わったあと」と説いているが、これはせいぜい日本国内での認識にとどまるのではないか。現実には1945年以降も戦争が起こされているし、それらに日本国も関与しているのだから。

<sup>6)</sup>こうした点に無自覚なままに、多くの高等商業学校を母体とする国立大学法人の経済学

たとえば、滋賀大学経済学部では、第1回卒業生は、1952年3月卒業のはずである。それを彦根高等商業学校にまでさかのぼらせて数えることをしてはいない。小樽商科大学の第1回卒業生が1914年卒業というのであれば、その「前身」である小樽高等商業学校から現在の小樽商科大学まで生徒と学生が制度のうえでも連続していることになってしまう。これはどういった歴史の見方なのか？。この点はまたべつに論じよう\*。

さて、この第2章の論点はなにか。つかみづらいのだが、保存期間がかぎられている現用文書としての卒業論文は、業務のうえでは（たとえば、成績をつけ、その照会期間がすぎれば）必要がなくなり保存期間を満了して廃棄となる。だからといって、卒業論文が「歴史的あるいは学術的に重要ではない、ということの意味しているのではない」、「大学史編纂では、成績評価の出され方や定期試験の方法など意思決定の過程や具体的な学園生活のひとつコマが問題になる」<sup>7)</sup>という。だから、保存せよ、という主張がここにはあるのだろう。では、この「歴史的あるいは学術的に重要」かどうかを、いつ、だれが、どのようにして判断するというのだろうか。もちろん重要と判断するまえに廃棄されてはどうかともないから、判断がどうなるかを問わず、つねに、どれをも保存するということなのか。そのばあい、卒業論文は全編を保存するのか、一部抽出保存なのか、抽出のばあい不作為になるのか、選別基準を設けるのか、また、執筆者本人からの返却希望に応じるのか、それを、だれが、どのように決めるのか。

本章も、わたしには、調査結果の「実務報告」にみえたが、違うのだろうか。

### 「電子目録の作成とその利用」

第3章第1節「はじめに」の冒頭で、「本章では、二

---

系学部は、その起源を高等商業学校の創立にもとめている。これをわたしは「高商系経済学部の歴史意識」と呼んだ（阿部安成「母の痕跡—歴史のなかの滋賀大学経済学部と彦根高等商業学校」滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.196、2013年7月）。なお「滋賀大学昇格」にかかわる史料紹介に、坂野鉄也「【資料目録】文書綴「昭和廿二年五月起 滋賀大学紹介関係書類」」（滋賀大学経済学部 Working Paper Series No.237、2015年9月）がある。

<sup>7)</sup> なお本書本文ではここに後注33がついていて、注では「外務省では意思形成過程に関わる文書も〔「も」の意味が不明〕残存しやすいが、他の省庁ではそうではないことに言及している」先行研究を参照し、「外務省で条約の作成過程や外交交渉が後に問題になるように、国立大学法人も対外的な関係での合意事項の解釈が問題になる、とはあまり考えられていない」と指摘されているものの、本文とのかかわりやつながりがわからなかった。

〇一年の小樽商科大学創立百周年を記念し作成された「資料集」、名称「緑丘アーカイブズ」について概説し、閲覧できる資料の利用方法とその背景となる整理の考え方を紹介する」と本章の内容が示されている。この資料集は、「刊行物」ではなく、「動的「資料集」、ホームページ」だという。資料集をめぐる「動的」という形容なのか区分なのかがわたしには馴染めず（では、刊行された冊子体の資料集は「静的」なのか?）、さらに「動的「資料集」、ホームページのことである」という記述もおかしいとおもう（『広辞苑』第6版では「インターネットのウェブサイトの最初のページ」がホームページであって、「サイトにあるデータを総称して呼ぶ場合もある」というていどなのだから）。デジタル・アーカイブではだめなのか。本文のさきをみると、第2節第2項には、「通史の執筆者や創立百周年記念事業の関係者、学外の市民や研究者には、一つ的手段として、ホームページを通じ、大学資料を提供していくこととなる」との記述があり、このほうがわかりやすい。「動的な」という形容動詞がついたとしても資料集がホームページとは、わかりづらい。

この第3章では、資料集作成の背景、閲覧できる資料の紹介、資料利用の具体例の検討、資料集作成の実務上の条件、が記されるとのこと。構成は、第2節「資料集「緑丘アーカイブズ」の背景にある考え方」、第3節「所収されている資料について」、第4節「資料利用の具体例」、第5節「資料集「緑丘アーカイブズ」を成立させるための実務上の条件」、第6節「小括」。

わたしには、第2節第1項冒頭の第1段落が、わからなかった。

各組織のアーカイブズや大学アーカイブズの業務の方向性は、その集団での良識、「公共善」(public good)を基礎に論じられるものである。言い換えれば、日々の記録管理をどうするか、歴史的資料をどのように扱うか、というのは、その組織における公共善・コンセンサスの形成とともに明らかになる。コンセンサスの到達段階に応じて、議論すべきことがある<sup>1</sup>。

——2つの文のあとがまえの「言い換え」になっているのかどうか、良識、公共善（「」の有無の違いが不明）、コンセンサスと術語がならぶが、どういう意図、意味、機能があるのか、アーカイブズ業務には合意が必要だぞ、といているだけなのか、後注1はタンザ

ニアの例でなければならなかったのか、わたしにはわからなかった。あれこれと言葉をならべるとわかりやすくなるどころか、かえってわかりづらくなる。もっと用語や術語を整理したほうがよい。

第2節第1項末尾最終段落冒頭に、「重要なことは、アーカイブズの業務に対する小樽商科大学関係者による一定のコンセンサスの確認であり、コンセンサスを形成していく必要がある」という。なんだかあちこちに打ち身捻挫肩こり腰痛があると喩えたくなる文だし、コンセンサスをめぐって、一定のそれを確認したのちに形成するという順でよいのか、形成→確認→再形成→確認→再形成というつねに点検が必要だとわたしはおもうのだが、どうなのだろうか。それはともかく、資料集「緑丘アーカイブズ」作成のその前提として「コンセンサス」が必要といているのだ。この項の第1段落は不要。それにしても、カタカナ外来語がよくでてくる本だ。

本書著者は、「小樽商科大学においては、これまで〔なにの?〕コンセンサスの形成が十分に行われたとは言えないかもしれない」といい、その理由も指摘する——「①わたしたちの社会において、記録管理に対する市民の認識が必ずしも醸成されていないからである。ある大学内だけで、アーカイブズを記録管理の先進国にある大学のように展開するのは難しい」、②きちんとした認識を持っている教職員が学内にいても「序章で示したような、記録管理と百年史編纂業務との関係を理解し、学内での記録管理の適正化に向けて旗振り役となる人はこれまで存在してこなかった」からとのこと。②で「学長をはじめ管理職の中には記録管理に対して一定の考えをもつ人も存在する」といい得るのであれば、これは「学長をはじめ管理職」の怠慢か、彼らが不要と判断したかのどちらかではないのか。

また①は理由として成りたつのか。緑丘短期大学では、これまでハラスメント防止への合意形成が充分におこなわれてきたとはいえないかもしれない（なんとも曖昧な書きよう）、修正：緑丘短期大学ではこれまで、ハラスメント防止への合意形成が不十分だった。これはわたしたちの社会において、ハラスメント防止に対する市民の認識がかならずしも醸成されていないからだ——セクシャル・ハラスメントで教員が民事訴訟をおこされ、その記者会見に臨んだ同大学学長がこう発言したら、どうなるだろうか。セクハラと記録管理と

では次元が違うというのであれば、それもよい。

またあらかじめここで述べてしまうと、本書の基本となる話の筋は、「記録管理の先進国」にくらべて日本は遅れている、理由は市民の認識がたりないから、となっている。このことはまたあとで述べよう\*。

やはりどうにもわたしにはわかりづらいところが多い。第 2 節第 2 項の題目は、「資料集」、ホームページ「緑丘アーカイブズ」の背景」となっていて、その項の冒頭の一文が「資料集」を作成した百年史編纂室の成立の経緯、変遷について述べつつ、「資料集」の作成過程を説明する。その上で、「資料集」の概要を確認する」とあるのだから、ここでは「資料集」の作成過程とその概要がおもな記述内容となるはずだ。なぜ「背景」なのか、わからない。しかも、1 つまえの第 1 項の題目が「緑丘アーカイブズ」・電子目録作成の前提」となっていて、「前提」と「背景」は意味が違うのか、差し示すところが異なるのか？。

第 2 項の内容をわたしがかんたんにまとめると、小樽商科大学では 2001 年に開催された「九〇周年展示から古い法人文書を本格的に活用し始め」、2002 年 4 月から「百年史編纂室を名乗り〔どこか既成の部署が？、それとも新設？〕、〔中略〕法人文書の収集」などなどをおこない、「創立百周年記念事業」においては、大学史の刊行と「史料」展示を担当し、そのためには「学内資料の収集整理が不可欠であり、〔中略〕動的な「資料集」を作成していくことにした」。そして、「整理が済み次第、データを〔資料集に〕掲載し、執筆者に提供することとした。すなわち、検索システムを自前で開発してネット環境であれば誰でも調べられるようにし（実際、一八人の執筆者は国内外に散住）、〔中略〕百年史の通史編や写真集の作成は、この「資料集」を活用することになる」とのこと。

じつは、わたしはこの「一八人の執筆者」のひとりだったが、「動的な「資料集」」をまったく使わずに原稿を執筆した。もちろん、小樽高等商業学校の刊行物をかなり利用した。その理由はとてもかんたんで、大学史の刊行とはまったくべつに、すでに小樽高等商業学校史料の調査、撮影を自分でおこなっていたから。

また、ささやかながら、この「動的「資料集」」よりもさきに、滋賀大学経済学部では、彦根高等商業学校の刊行物や収集文献を、WEB 上でみられるようにデータベースを自前で

つくっていた。大学アーカイヴもなく、大学史編纂を目的とするのでもなく、日々の仕事の一環として、所蔵史料の公開に努めていた。

ところで、小樽商科大学の「動的な「資料集」」である「緑丘アーカイブズ」があつかう資料の範囲はというと、「法人文書については、明治の創立から一九六〇年代までのほとんどを画像化することが可能となった」とのこと。するとここでもやはり、小樽高等商業学校と小樽商科大学の作成文書を一貫して「法人文書」とみていることとなる。なぜそれが可能か、それが適正か、の説明はない。

第3章第3節の題目は「所収されている資料について」で、それだと所収されている資料にどういう、なにがあり、どのようにみられるのかが記されているとわたしは早合点してしまったが、この章の内容は「動的「資料集」」の仕組みについての解説である。

34ページにおよぶ本章第4節が、第4章でもっとも長い節となる。題目は「資料利用の具体例」で、この「動的「資料集」」を使ってなにができるかわかるというわけだ。と書いて、これまた早合点とわかる。そうではなく、「本節では、「緑丘アーカイブズ」に含まれる資料を具体的に活用してみる」ということで、収録された資料のいくつかをとりあげて、あれこれ解説する内容だった。

使い方ということでは、第3節に記されていたようで、その第2項であげられた語群を、「単純に、これらの単語を入力してみるだけでも、資料（群）の様子を少しは眺められる」のだが、第3項では、「検索のシステムは、編纂室メンバーで作成したため（プログラムを組み合わせため）、十分に使いやすいものにはなっていない」「緑丘アーカイブズ」の検索システムは、歴史的資料・一点資料〔？〕の整理の困難さと、組織運営の制約（常設ではないことなど）を十分には克服できていない部分もある」ものの、「検索展開画面がグーグルとも連動し（例えば、「大西猪之介」とグーグル検索すると、「緑丘アーカイブズ」の関係ページにつながる）、特に市民による検索、資料の利用が増加している」という。

大学史編纂のためにつくった「資料集」が「動的」だからなのかは不明だが、「歴史的資料・一点資料の整理の困難さ」を「十分には克服できていない部分もある」となると、その具体相の記述がなくよくわからないところがあるが、これはかなり重篤な欠陥になるの



ではないか。それでも「市民」による検索、利用が「増加している」とはよろこばしいことで、ではいったい、それはどのくらいの件数、どのくらいの利用頻度になるのだろうか？。

第 4 節の本旨にもどろう。「資料集」としての「緑丘アーカイブズ」を実際に使うことで何ができるのか、明らかにしていく」とはいえ、「目的は、それぞれのテーマについて深く考察することではない。一定のテーマに沿って資料を試みに活用・引用していくことで、利用者による資料群の把握を容易にし、可能な限り、多人数の参加による小樽商科大学研究の推進を目的とするものである」とのこと。わたしが「市民」だったら、おいおい俺たちは置いてきぼりで、研究者優先かよ、とぼやきたくなる。「市民」も研究して、記録管理にかんする認識を高めるのだ、といわれたら降参しよう。

素人には、「動的「資料集」と「検索システム」について、もっと説明したほうがよいとおもうのだが、それはともかく、「この検索システムを活用すると、年史執筆の準備や次に述べるような研究が、場所を選ばず、小樽に来なくても可能となる」と推奨される。「それぞれのテーマについて深く考察することではない」ことが「研究」か、とつつこみたくなるし、それが「小樽に来なくても可能となる」ことがどのくらいよいのか、これはとくと考えるべき重要な点だとおもう\*。第 4 節には 12 の項がある。それぞれが、さきにいう「テーマ」というわけだ。

第 1 項は「特別講義・集中講義」で、「小樽高等商業学校時代の「特別講義」や「集中講義」に焦点をあてる。これまで整理し、公開してきた資料から何が明らかにされうるのか、検討する。あわせて、小樽高等商業学校での集中講義について概括する」とのこと。ところで、ここで 3 回めとなる本書本文からの引用部分にある「焦点をあて」は、かつては、焦点をあわせる、焦点をしぼる、だったはず。いまやテレビ報道も新聞記事も、焦点はあてるものとなってしまった。年寄りには気になってしょうがない。

この項でとりあげられた史料は、『大正元年度 職員進退ニ関スル綴』（1912 年）に綴じられた「特別講義囑託ノ義ニ付農科大学長へ照会ノ件」と題された文書の一部（写真版）と、「上の返事」（写真版）、そして、『明治四十四年度 職員進退ニ関スル書類 甲号』『外国教師綴』（1912 年）は綴名のみが記されている。これら 4 点から、「最初期は、特別講義や集

中講義という制度や運用があらかじめ存在し、それにふさわしい講師を招聘した、ということではないと考えられる」とどうやれば記せるのだろうか。「集中講義の講師招聘を図式的に示すと、次のようになる」と4つの箇条書きがあるが、さきにあげた2点の史料写真版と3つの綴名から、なぜこれらがわかるのだろうか（しかも「図式的に」という表現が適切か。例によって『広辞苑』では「①図式で表現されるさま。／②型にはまったさま」。ここは、箇条書き、ではないか）。写真版史料のキャプション（本書著者が書いたはず）には、「渡邊龍聖」の名があるが、これはだれか、後掲の本書索引によるとここがこの名の初出となると確認できるので、このまえのページにその名は記されていないこととなる。いったいだれなのか？、この名をすでに知っているものでなければ本書を読んではならないのか？。2つめの写真版史料キャプションにその名がみえる「岡田良平」「佐藤昌介」もおなじ。本書のこれよりまえには登場しない名。いったいだれか？。しかも第3章第4節第1項本文に「渡邊龍聖」の名がみえるが、彼がなにものかの記載はなく、岡田、佐藤にいたっては本文には登場しないのだった。

さきの引用部分に記されているとおりに「資料利用の具体例」をあげるのだとしたら、わたしならば、まず、小樽高等商業学校の「特別講義」についての史料を検索するには、検索システムで「特別講義」と入力して検索するとヒットするものにあれこれがあり、その文書に記されているところから、当該事項のこういう点についてわかる、と説明する。文書1件ずつの検索が可能なのか、綴での検索となるのか、そうした検索の仕方も書く。閲覧した史料に人名が記されていたばあい、その人名を入力して検索すると、どういった史料があるとわかる、というところも説明する。

本章での1つまえの節に「多くはサブシリーズレベルかファイルレベルのかたまりで画像を載せ、時間がないので、そこまででデータの作成も止めている。作業が進むにつれて、データも細くなり、画像も分割されていく。ファイルレベルでの閲覧が基本となるべきで、サブシリーズレベルでは目的の情報を探すのに時間がかかる。〔中略〕画像はファイルレベルぐらいで最初から載せるのがよいかもしれない」とは記してあった。おなじページにある「資料群の階層」と題された表をみると、「サブシリーズ」が文書綴、「ファイル」

が文書なのかと推測することはできる。だが、これは作業途中の記述のようで、ではいったいま「緑丘アーカイブズ」ではどうやって検索すればよいのか、第4節第1項にあげられた文書綴（簿冊）や文書をどう検索すればよいのかは、ここには記されていない。

史料の検索の仕方がわからない、どの史料を用いているのかわからない、史料に登場する人物についてわからない、さらに史料を読んでなにがわかるのかということすら曖昧なのだ。ここでの本書著者の文体は、「給与が用意されたようである」「実施されたということだろう」という曖昧な記しようとなっていて、これではなにがわかるのかわからない。いくら「それぞれのテーマについて深く考察することではない」とのことわりがあったとはいえ、これはひどい。これが「資料利用の具体例」なのか。

本書は項のレベルでも「小括」がついていて、読みやすいのか読みづらいのかわからなくなる。1つはっきりとしていることは、第3章第4節第1項につけられた「小括」に記されている小樽高等商業学校の「集中講義」「特別講義」について、なんという史料を読めばそのように記せるのかが、わからないということだ。これは、「資料利用の具体例」ではない。

第3章第4節第2項「シュンペーターに学んだ日本人」では冒頭に、「教員の外国語留学記を学生新聞『緑丘』などで見ると、研究の背景がわかるだけでなく、滞在地の様子やある人物のおもしろい話を知ることもある。例えば、浜林生之助は、ロンドン滞在時の一九二八年一月に、トマス・ハーディの葬儀に参列している」とある。浜林生之助とはだれか、彼がシュンペーターに学んだのか、そうではなく、トマス・ハーディーがそうなのか、なぜ『緑丘新聞』の号数、発行年月日を記さないのか、ここは「資料利用の具体例」として「シュンペーターに学んだ日本人」について記す項ではなかったのか？

つぎの段落からが、「ウィーンでシュンペーター」に学んだ「理論経済学を専攻する早川三代治」の話となる。ここからが本題なのか、第1段落3行は必要だったのか、さて早川は小樽商科大学に在職したのか、小樽商科大学の卒業生なのか……いやいやそう急がずに、ゆっくり読んでける、というのであればそれもよいが。

ここには、『緑丘新聞』に掲載された早川のシュンペーター追悼文が、その紙面写真版と

ともに記されている。「1956年の卒業アルバムから」転載された早川の肖像写真もある（卒業生にしてはかなり老けている）。ついで、「一九四七年の『秘文書綴』にある採用関係の書類によると」と、早川の経歴が記されてゆく。このページには、『秘文書綴』（1947年）に綴られている「早川三代治ヲ教授ニ任用方内申ノ件」という文書の写真版も掲載されている（写真版をみるとその文書の件名は「早川三代治を教授に任用方内申／案」とみえる。正確にはこれは案文か）。

やはりどうやれば、「緑丘アーカイブズ」で『緑丘新聞』や『秘文書綴』をみることができるのか、その説明はない。文章の展開ももっとくふうできないものか。

だんだんと読むのが苦痛になってゆく。「小括」だけ読んで済まそうかとおもったら、この第4節には、さきにふれた第1項にだけそれがあり、ほかの項にも節自体にもそれはなかった。しかも第4節第1項についてそれは、「小括」ではなく「小結」だった（まちがえに失礼。大相撲か、とつつこんで、また失礼）。ちっちゃいまとめがいっぱいあって（第2章では節のなかに「まとめ」があった）読みづらいのか読みやすいのかわからないと記してしまったことを詫びなければならない。すみませんでした。

第3項「外国人教師の「待遇」」も第4項「教員の採用についての仮説」も記述の一部に該当する史料が提示されているにとどまり、いったいこの項の記述や解釈がどのようにして可能となるのかわからないばあいが多い。またこの節は、小樽高等商業学校についてあるていど、あるいはかなり知っていないと読みすすめられない箇所が多いと感じる。『若い詩人の肖像』の著者はだれか、ここになぜ伊藤整が登場するのか、複数あげられた名の人物が小樽高等商業学校の教官だったとして、いつ在籍し、なにを教え、どういった研究をしていたのかは、本文を読んでもほとんどわからない。神田乃武とはだれか、彼の名はどう読むのか、これらは本書を読む当然の前提として備えておくべき知識なのだろうか。

史料とは、なにかが書かれ記録されている文書なのだから、それからなにかがわかることは、とても当然である。現在に残る小樽高等商業学校の史料群はどうなっていて、それは当時あった学校文書の体系のうちなにが残っていてなにが廃棄されたりなくなったりしてしまい、その史料群をどのように検索することができ、そのうちのたとえばこの簿冊、

その文書にはこうしたことが記録されていて、あれやこれやとつきあわせてゆくと、こうしたことがわかり、それが小樽高等商業学校のなにを知ることに繋がってゆくのか、そうしたおおまかな手立てを示すことが、本節の役割、というか、本書著者が掲げた本節の課題だったのではないか。ずいぶんと粗雑なつくりにみえてしまう。

「資料利用の具体例」は、「ホームページ「緑丘アーカイブズ」」でみられる小樽高等商業学校以外の作成文書にもおよんでいる（第9項「小樽市の歴史公文書」）。それが市立小樽図書館が所蔵する『高等商業学校創立寄附関係書類』（1905年）だという。「この綴を見る限り、官立というよりも小樽市民によって立ち上げられた学校、という感想は多くの人を持つだろう」という（なんだか文章に違和感がある、舌が口内炎にふれたような感じ、これではどうか——この綴に綴じられた文書をみてゆくと、多くのひとが、小樽高等商業学校は官立ではあっても、小樽市民によって創られた学校との感想を抱くだろう）。でも、その文書があげられていないから、本書の読者にはわからない。まさか綴の外観をみるだけでそうわかるというわけではないだろうに。

そのつぎの一文がふるっている——「学校という場がなかったら、渡邊龍聖が校長として〔ああ、校長だったんだ〕成長していく場はなかったし（就任の頃と退任の頃とでは別人のように成長している）〔この「成長」を知るための史料は提示されていない〕、手塚寿郎〔だれ？〕のような研究者が生まれてきたかどうかわからない。あるいは、小林多喜二のような優秀な卒業生〔「優秀」と評価する根拠はなに？〕がたくさん〔「たくさん」と数えた根拠は？〕 巣立つことができたかどうかもわからない」——学校という場がなかったら、渡邊は小樽高等商業学校の校長になることはなかったし、小林多喜二がそこに入学することすらできなかつたことはまちがいない。ついで、「緑丘〔つてくりかえしでてくるけどなに？、どこ？〕という場を提供したのは、紛れもなく、小樽市民である」と、これはさきの『高等商業学校創立寄附関係書類』という綴の文書を読めば、そう確信できるということなのか？。だが、くりかえせば、「資料利用の具体例」と題されている本節を読んでも、読者はその理解に到達することは、できない。ここには「『高等商業学校創立寄附関係書類』、小樽区、1905年。／市立小樽図書館」とのキャプションがついた写真版史料が掲載

されている。その件名は「高等商業学校創立費寄附金ノ件」で、写真版はその冒頭の1枚のみ。これだけでは、さきの著者の断言は実証できない。あれは著者の強い願望だったのか、つい心情を明かしてしまったということか。「深く」ではない浅い「考察」だとしても、これは不可。

第10項は「国立国会図書館の近代デジタルライブラリーの活用」と題されている。冒頭の一文は、同ライブラリーに「著作が掲載されている、坂本陶一（阪本陶一）と秋元喜久雄（秋元蘆風）の略歴などを紹介してみたい」という。その「略歴などを紹介」するための史料は小樽商科大学所蔵のようなのだ。秋元について歿年は国立国会図書館を利用して確認しているが、しかしそれは近代デジタルライブラリーではなく「国立国会図書館著作者情報公開調査」とのこと。この項の記述は「国立国会図書館の近代デジタルライブラリーの活用」なのか？。これが「活用」なのか？、「緑丘アーカイブズ」の活用なのか？。

本節は残り2項5ページあまりだが、もう読まない。

いま、ここに記しておく、ここまでみてきたとおり、第3章は、「動的な「資料集」であり「ホームページ」でもある「緑丘アーカイブズ」についての話その内容となっている。ふりかえれば、この章題は「電子目録の作成とその利用」となっていた。目録と資料集とは違うはずだとおもうが、アーカイブズ界ではいっしょなのか？。

第5節、その題目は「資料集「緑丘アーカイブズ」を成立させるための実務上の条件」、「成立」には「できあがること」の意味がある（『広辞苑』第6版）、「緑丘アーカイブズ」はできていなかったのか？、本節第1項冒頭一文「資料集「緑丘アーカイブズ」を長期的、継続的に充実させていくにはどのようなアーカイブズ政策の展開が必要なのか」、なんだ、「成立」ではなく「継続」「維持」「存続」「反廃棄」「反撤廃」のどれかじゃん、「政策」の語は適切か、本節第2項冒頭一文「情報公開にせよ、年史編纂にせよ、その前提として、その組織の記録が管理される必要がある」との主張は、まあそうだろう、第3項と第4項はスキップ、第5項「古い資料の効果的な保存」冒頭一文「小樽商科大学規模の場合、海外の例から考えると、法人文書については、六割程度が歴史公文書等となる<sup>17</sup>」、なぜ「海外の例」を参照するのか不明、それは後注をみると「人口三〇万首都〔レイキャビク〕の

このアーカイブズ〔レイキャビク市公文書館〕だが、なぜそれが比較参照対象となるのか不明、「どの資料を残すかを決めるのは、学長でもなく、歴史学者でもない。市民や卒業生も含め、緑丘関係者全員のコンセンサス次第である」とは立派なかぎりでそのとおり遂行すればよい、できなければ画餅だっただけのこと。ではそれをどう実施したのか？。

第 6 項は「職員のメリット」と題され、まず、「小樽商科大学百年史編纂室の仕事がアーカイブズと同定され始めた頃（職員にも積極的に利用され始めた頃）、財務課の職員（アーカイブズのある組織から出向）から個人的に指摘されたことが忘れられない」と始まる。職員がどう利用し始めたのか知りたいところだが、それはわからない。本文にもどると、「すなわち」とつづく——「すなわち、彼の本務校でアーカイブズは発足したが、事務職員にはメリットがいっこうに感じられない、というものである。優れた職員による、率直な意見である」とその指摘への感想が示された。その職員がどう優れているのか知りたいところだが、それはわからない。そのつぎ——「少数の教職員の協力により、ある組織で一応、アーカイブズが作られるかもしれない。年史編纂室という期限限定のアーカイブズの存在する組織があるかもしれない〔小樽商科大学でしょ〕。本来の仕事に加え、忘れてはならないことがある。それは、わたしたちの社会、少なくとも大学社会では、アーカイブズの制度や文化が未成熟だということである」と。なにをいおうとしているのか理解したいところだが、なんともわかりづらい。

ここには批判、皮肉、嫌味、揶揄が記されているようなのだが、率直な文章ではないために、文意がとりにくい。「緑丘アーカイブズ」の「実務上の条件」の話をしようというのであれば、せめて職員の「利用」がどうだったのか、しかも「積極的に」というそれを明示しなくてはならないはずだ。この第 6 項では題目に反して「職員のメリット」がなにか説かれていない。「年史編纂（編集）〔なぜここに（編集）と記されるのか不明〕ではその準備作業においてもっとも頼りになる現場事務職員に少しでもメリットを感じてもらえるよう留意することが必要である」といわば努力目標としてしか記されていない。これも不適切な題目だった。

第 7 項『小樽商科大学一二五年史』の準備」、百年史刊行直後とってよい時期にすで

にそうした計画があるのか、なぜ 125 年なのか、この項の主張は、整理整頓、の 4 字では  
ぼいい得るのではないか、もっともその具体例が必要だということであれば、それもよい。

第 8 項はこの節の「まとめ」となる。「本来、『年史』は、アーカイブズで整理された資料のごく一部を使い、担当者の興味関心で編集し作成されるものである」というが、「担当者の興味関心」に委ねたり任せたりする編集作成が「本来」のありようか？。ほんとうにそうなのか？？？。『小樽商科大学百年史』は、教職員の中から責任者を決め、大学自らが予算を出して行った、(執筆作成者を明記した) 評価報告書という性格も持つ」というが、わたしは事前にそうした説明をうけていないし、「評価報告書」となるように執筆してもいい。「少なくとも、市民にはそのような認識を持たれるはずである」というが、そうか？、ただの読みものとして読んではいけないのか？。「そうであるならば〔そうであるかどうかは定かではないはずだが〕、学生、卒業生、教員、職員、市民、その他関係者全員を主人公とし、多角的に小樽商科大学<sup>〔ママ〕</sup>象〔小樽高等商業学校<sup>〔ママ〕</sup>象はよいのか、制度のうえでも、使命や成果もずいぶんと違うはずだとおもうが〕、緑丘像を明らかにしたい」というが、すでに百年史という刊行物があるのだから、それを、この観点で検証すればよい、いや、自己評価、自己点検してそれを公表しなくてはならないはずだ<sup>8)</sup>。

**「法人文書の収集と評価選別」**      まず苦言\* (こうしたたぐいの指摘にはあとで検索しやすいうように\*をつけることとした。本稿でこれよりまえのページにもさかのぼってつける)、本書著者には、自分の知っていることは、当然だれでも知っているはずだという前提か、当然だれでも知っていなければならないという傲慢さのどちらかがある。あるいは、配慮に欠けた記述だといってもよい。「ケベック州の言語問題を勉強していた」(「あとがき」454 ページ) という本書著者には自明なのかもしれないが、第 4 章第 3 節の記述にある「隣国合衆国での著名なライアン」「カナダは、一九八一年のあのレファレンダム」(下線は引用者) は、だれもが、そうそう知ってる、有名だよねとか、そう、あれあれ、とかいうほどに知られているのか？<sup>9)</sup>。ところで「あのレファレンダム」って、1980 年のあれ？。

<sup>8)</sup> 同書の書評などが『小樽商科大学史紀要』第 5 号 (2011 年) に掲載されている。

<sup>9)</sup> 本章第 1 節の「かつてのシェレンバーグ時代のアーキビストによる」も自明か周知か。



「法人文書の収集と評価選別」と題された第4章は、さてその章題のとおりの話が中身なのか疑問を感じた。だから強引にわたしが整理しよう。

第1節「はじめに」……史料の廃棄と保存をめぐる「価値」の問題を提起。

第2節「歴史的資料と情報公開法」……「歴史的資料」を保存しようとする主張。

第3節「重要な記録が失われた例（カナダのナチ戦犯容疑者資料廃棄事件）」……「マクロ評価選別理論」が必要と主張（ただそれを主張するのになぜカナダの事例でなくてはならないのか?、「ようだ」「ようである」など議論が曖昧）。

第4節「評価選別理論と年史編纂室」……1点の文書、1点の簿冊の作成にさかのぼって、その作成者、その作成部局、それを擁する組織や機関もふまえて、それら进行评估せよ<sup>10)</sup>。

第5節「小樽商科大学の関連する規程など」……記されたとおり。

第6節「移管の基本的な考え方と京都大学および東北大学」……強行規定として移管がある例。

第7節「小括」……まとめ。ただしここでは「歴史学」をめぐる問題が提起されているように感じたので、それはあとで論じるとしよう\*。

ところで、この章の初出稿原題は56字あった。日本記録か。それはともかく、そこには「保存」の語があった。本章は「収集」が主題なのではなく、「歴史的資料」をめぐる保存と廃棄とを分ける価値だったのではないか。

**「文書管理の実際とその思想的背景」**      ここ第5章でも強引整理。そう、ここでなぜそうするのかを述べておこう。本書の書評を目的とした本稿だったが、本書を読みすすめるにつれ、だんだんとわたしの眼が編集者や出版者のそれになっていったように感じる。それは本書が一冊の本としてきちんとしているかどうかをみる眼である。本としてのつくりぐあい、出来ぐあいを問うということだ。といっても装幀を云々するというわけではなく、もちろん中身を検討する。しかも学術書の体なのだから、なにかしら訴えることや唱

---

<sup>10)</sup> もう本文では展開したくないのだが話がわからない。「マクロ評価選別」を説明するにあたって著者はそれは三段階に分かれるといい、第一段階、第二段階、最後に、と話をすすめ、その最後のところで「マクロ評価選別に移行する」と記す。三段跳びの説明をしよう、それは3回の跳躍をしなければならず、ホップ、ステップ、ジャンプを経て三段跳びに移行する、というに等しい(?)。

えたことがあるはずだし、それには論証という手続きが必要なはずだし、論述と論理もなくしてはならないはずだ。批評するからにはそれらを検討するが、くわえて、本としてのかたちをとってそれらを読者に伝えようとしているからには、用語や術語といった言葉の使いか、文そのものの記されぐあい、それらを文章につなげてゆくそのぐあいがきちんと整っているのかを検査する必要があるとおもうようになった。つづきは、これもまた、あとにまわそう\*。ただ、だんだんとその検査に疲れてきたので、強引整理にとどめることとした。

なお、この第 5 章は構成が細分され（したがって改行は増えた）、「小結」が大量発生して両国国技館状態になっている。また、XML、SQL、EAD、LAMP、を知るものだけが本書を読めばよいのか。わたしは OPAC、ATM、JPEG なら知っていた。PHP は読んだことがある。本書冒頭の「本書の凡例」には、「マニュアルには用語の定義もある」という ICA (Conceil international des archives) のホームページ URL (これは周知か?) が記してある。必要に応じてそれをみよ、ということか。

第 1 節「はじめに」……アーカイブズにかかわる文書の保存と廃棄をめぐる社会合意と権限を問う。

第 2 節「小樽商科大学百年史編纂室による法人文書の収集」……第 1 節での設問に応じた話がなにかわからない<sup>11)</sup>。

第 3 節「自治体のアーカイブズ (宮城県・大阪市・福岡県・三重県)」……よくわかりません<sup>12)</sup>。

---

11) 「アーキビストは、市民のコンセンサスを踏まえ、人々の記憶を後世に残すことが仕事である」(168 ページ) がそれか？。

12) 「第 3 節全体のまとめ」として「アーカイブズは、各親組織の活動目的や今後の計画に沿う形で、実質的には設置され運営されていくものである。したがって、各アーカイブズ固有の問題や特色には留意する必要がある」というが、「コンセンサス」はどこへいったのか。第 5 節に記された本章の「小括」では「アーカイブズは、社会のコンセンサスや組織の戦略に沿って、その社会や組織の重要な資料を収集していく組織である」という。「社会のコンセンサス」は「社会の」資料をめぐるときだけに記せばよいのか。大学のアーカイブズにもかかわるとされた「市民」の「コンセンサス」はどうなったのか。大阪市の例では「市民オンブズマンの働きかけ」に着目し「市民の権利を考慮してのアーカイブズの方が見える」と記していたのに。アーカイブズはそれぞれだ、とまとめてよいのか。

第 4 節「フィンランドのアーカイブズ文化と制度」……困った。本第 5 章第 1 節に「そもそもアーカイブズとは何かを考えるために、フィンランドのアーカイブズを参考として見ていく」とあった。それがこの第 4 節末尾の「まとめ」で、「フィンランド語には、アーカイブズに直接対応する言葉はないそうである。説明的に翻訳している。つまり、フィンランドにもアーカイブズに類似した制度や文化が独自にあり、それを今、わたしたちは概観してきた。アーカイブズの座標軸にとりあえずあてはめてはみたが、基本的なところで十分には理解できていないところはあるかもしれない。そもそも筆者のフィンランドのアーカイブズの勉強はスタートしたばかりである。今後の課題、将来の課題としては、個々のアーカイブズの活動だけでなく、社会全体で有機的に関連した、例えば文書管理の一般意志<sup>〔マ〕</sup>とは何か、フィンランドを例に、考えていきたい。それが形成された背景を見ていきたい」といわれたから。は？。ではなぜ、「そもそもアーカイブズとは何かを考えるために、フィンランドのアーカイブズを参考として見ていく」との姿勢をみせたのか？。読む方からすると、フィンランドのアーカイブズをみると、アーカイブズの本質がわかる、と期待してしまうではないか。

この「今後の課題、将来の課題」にさきおくりされた事項が、アーカイブズをめぐる「社会のコンセンサス」で本章での話の眼目だったのではないか。「そもそもアーカイブズとは何かを考えるために、フィンランドのアーカイブズを参考として見ていく」と掲げられたのに、「そもそも筆者のフィンランドのアーカイブズの勉強はスタートしたばかりである」とかわされてしまったのは、この 2 つのいわゆる「そもそも論」に読者はどうむきあえばよいのか。「勉強はスタートしたばかり」だといったすぐそのあとで、「フィンランドのアーカイブズについて、二つの点を指摘してまとめにかえたい」といわれても、それって確かなの？と疑問に感じるのが筋というものだろう。

第 5 節「小括」……おもしろい。ここであらためて、「小樽商科大学においても、記録管理の適正化および（特定）歴史公文書等を保存していく体制の構築が必要だとされるのはなぜか」と問い、それは「単純に法制度への対応、年史編纂や広報、積極的な情報公開や資料提供、事務効率向上などのためだけではない」ときっぱりという。では、なぜか――

強引整理がむつかしいので、引用しよう。

二〇〇八年四月、小樽商科大学学長に就任した、山本眞樹夫は、合衆国のダートマス大学やバブソン大学を例に挙げ、小樽商科大学と同程度の「小規模大学でも、十分に世界の中の名門大学を目指すことができる」と述べている。〔小樽商科大学が目指せる、というのではないのか？、他所の、しかも米国の大学のゆく末を気にかけているのか？〕具体的には、合衆国の大学をモデルとしたリベラルアーツ重視型の学部カリキュラム改革とビジネスパーソンおよび研究者を育てる大学院それぞれのコースの整備充実を当面の課題とする〔小樽商科大学の！？〕。今後も、単独で優秀な人材を輩出していくつもりである〔だれの「つもり」なのか？、どこが「輩出」するのか？〕。そのための方策を議論していくとき、例えば過去の法人文書や意図的に残されていく将来の資料〔将来への資料？〕は、必要不可欠なものになる。一定の方向に組織を発展させていく強い意志があるのならば、アーカイブズの方角性も明確である。言い換えれば、小樽商科大学としてどのような資料を残していくべきか、という問いには、このような方向性に沿って、答えることができる。それは、北の小規模名門大学アーカイブズの具体的な姿でもある。

——おもしろがっては失礼かもしれないが、こうした「小括」では、これまでの本書の話が全部ひっくりかえってしまうようにおもった。

小樽商科大学の正門は、確か小樽高等商業学校以来のそれであり、とても好ましい構えだったことを覚えている。というまぜっかえすようになるからやめるとして、「北の小規模名門」という——「名門」とは『広辞苑』（第6版）では、「由緒ある家柄。有名な家門。名家。名族」ということだが、ここでは、讃えるべき立派な伝統がある世界規模で第一級の有名大学ということではないか。そうした将来の姿を展望することを揶揄したり茶化したりする気は毛頭ない（してるか?!）。「世界の中の名門大学を目指す」「方向性」にそって「資料を残していくべき」で、そうして「北の小規模名門大学」にふさわしいArとすることか。この大学アーカイヴに残る資料は、「世界の中の名門大学」「北の小規模名門大学」をつくりあげた軌跡をたどることができるということか。明確な方向性にそって資料を残してゆけば、それはそれは仕事はやりやすく、「マクロ評価選別」などという御託

は不要となるだろう。

こうした展望は、だれが描いている、と本書著者は記しているのか。素直に読むと、著者の主張とうけとれてしまう。ここに記されているのは、空恐ろしい総括ではないのか<sup>13)</sup>。

### 「スウェーデンにおけるアーカイブズの現況と情報アクセス権の成立およびカタログについて」

41 字の第 6 章題目は本書最長。「外国におけるアーカイブズの紹介例の一つ」とのことで「著者自身の研究においては、スウェーデン語圏のアーカイブズ研究の序論的な意味合いを持つ」というのであれば、その著書発刊のあかつきに「的」をはずした「序論」としてこの章がおさまっていればよい。本書に不可欠の章か？。

書名とこの章の題目にある「情報アクセス」の語が本書のどこに記されているのかを確かめるため本書の「索引」をみたが、その語がなかった。「アーカイブズマネジメント」「アカウントビリティ」「検索システム」「レコードマネジメント」があるのに、なんだか不思議だ（なんと「公文書管理」も索引になかった）。この第 6 章よりまえの章、節、項の題目には、この「情報アクセス」の語がみえない（序章の話にはみえる）。書名にまでつけた語なのだから本書で重要な術語となるはずで、それがどのように論じられているのかにかぎって、第 6 章をみるとしよう。

第 6 章第 3 節の題目が「スウェーデンでの情報アクセス権の成立」である。冒頭、「今回の訪問でも、アーキビストが繰り返し言及し、矜持を持って語っていたのは、情報アクセス権である」と紹介される。スウェーデンではそれは 18 世紀にまでさかのぼれ、しかも「基本的な考え方は今日まで変わらない」とのこと。あれやこれやの話はまとめづらく、かんたんにいえば、「国立公文書館のアーキビストら」が「強調」するところは、「スウェーデンには中世以来のアーカイブズの伝統があること」で、それに関する「情報アクセス権は、今日に至るまで、議会資料のみならず（後には）行政資料なども含む情報公開の基本原則として発展していくことになる」というのだから、「情報アクセス権」とは、長い伝統

---

<sup>13)</sup> さきの引用部分のつぎの段落では、国立大学法人文書の移管先となる国立公文書館の書庫容量、そこに収蔵するための「規模が類似の大学」のなかでの「サンプル」選別や、「サンプル」外となったときの廃棄が想定されているようにみえるが、これも「北の小規模名門大学」ではそれにみあった資料があればよく、「サンプル」は廃棄可とも読めてしまう。それでよいのか。

の賜としてある「情報公開の基本原則」と理解すればよいということか。

不思議なことに本章第 4 節「スウェーデンでのアーカイブズの現況」と同第 5 節「カタログについて」では、「情報アクセス権」の語は 0、「アクセス権」の語が 1 で、その 1 か所では「これについては第 3 節で言及した」とかたづけられてしまった。しかもこの一文は（ ）つき。伝統、原理としてあるというのであれば、「スウェーデンでのアーカイブズの現況」としてこの権利がどう生きているのかを知りたいところだが、それはほとんどわからない。ウプサラ大学ではそこでの Ar のデータベースで管理されているデータに「教職員のうち、おおよそ三五〇人ぐらいはデータ全てにアクセスする権限を有する」との紹介があるていどだった。本章第 6 節「小括」で、「スウェーデンの情報アクセス権の成立について確認した」とまとめられているのだから、現況は問わないということなのだ。「成立について確認」すればよかったのだから。納得。

#### 「小樽商科大学におけるアーカイブズ運営の条件」

この第 7 章に記された内容は、章題にいうような「条件」なのか。大学アーカイブズ創設のすすめとも読める内容なので、そのための条件列挙というところか。いや、Ar 運営のためのアーキヴィストの資格と権利、とも読めよう。

本書著者が記すとおり、「アーキビストは、基本的には資料の収集整理などアーカイブズの業務に集中すべきである」との意見や主張が依然として根強くあるように、傍目にもうかがえる。だが、かならずしもそう限定する必要はない。著者がまた記すとおり、「資料群の把握に努め、整理をする中で、資料群に詳しくなる人もいる。誰もが利用し研究できる状態になれば、自らも研究の一群に加わることも許されよう。アーキビストが資料の利用例を示すことで、研究が進む可能性もある」と、わたしも考える。それと同時に、研究に従事するものも、分野や専攻やフィールドによって違いがあるだろうが、自分たちが、同業者が必要とする記録の整理、保存、公開、提供に努めなくてはならないといおう。つくわえれば、アーキヴィストから、みずから手にする記録にかかわる研究をする権利を奪ってはならない。それとともに、研究者なるものは、みずからが利用する記録（史料でもデータでもドキュメントでもいい）を独占せずに公共の財として提供しなくてはならない。

こうした教えが本章にはあるのだろうと学んだ。第7章第4節の末尾に記された、その節の趣旨とはあまり合致していない、「先進社会でのアーカイブズのあり方を胸に秘めつつ、組織での孤立した立場を感じながらも、少しでもよい方向にアーカイブズが向かえるよう、業務を工夫したい」の一文に、本書著者の矜持が籠っているのだろう。

とはいえ、ほかの章との重複も多く、本書収載にさいしてくふうが必要な章だった。

**「結章」** 最終章につけられたこの語は、すくなくとも『広辞苑』（第6版）と『新漢語林』には載っていない。

冒頭の2つの文をみると、「大学アーカイブズについて改めて定義し直すことも目指しつつ、同時に、矢継ぎ早に制定された一連のアーカイブズに関わる法律や、市民・学生による情報アクセスおよび情報管理の適正化への関心の急速な高まりに応える。本書はこのような課題に取り組む研究の一つとして成立している」とあり、これを本書紹介⑫としよう。第1文の主語がわからない。だれが、なにが、「応える」というのか。本書は「応える」という課題にとりくもうというのか、その課題の研究をおこなうというのか。1つ文をはさんで「すなわち」というとき、まえのなにをうけているのかわからないのだが、ともかく2点示されたそれをみると、

一つには、インターネットの普及などアーカイブズを取り巻く状況の変化を敏感に感取しつつ、新しいテクノロジーを道具として最大限に活用して大学アーカイブズの実務を組み立て直すこと。二つ目に、アーカイブズに関連する法律の制定や、個人情報などに対する意識の変化も見据えつつ、業務を適正化すること〔本書紹介⑬〕。これらに関わる論点や参考となる考え方を提示し議論を進めてきた。一国立大学法人を素材に、実務を経験して、「まだ始まったところ」の大学アーカイブズ研究を試みた。

というのだから、これは本書の内容紹介で、すると「すなわち」とは「このような課題に取り組む研究」をうけていたのか。こうした研究の「前提」にある「考え」も示される。それは、「大学など公的な団体の所蔵する文書を管理する権利が一体誰にあるのかと言えば、市民や学生にある。このような点で文書管理についてのコンセンサスが形成されつつ、記録管理やアーカイブズの実務が遂行され、結果として情報アクセス権が適正に保障されて

いくことが必要である」とのこと。

ふりかえれば、本書冒頭「まえがき」に、「アーカイブズとは、その社会（の人々）にとって、もしくはその設置団体（の構成員）にとって大切な資料を未来に残していく組織である」と記されてあった。公文書管理の権利行使は、「市民や学生」にかぎられ、教職員は排除されてしまったのか。それらは「市民」にふくまれるというのか。そういいたいくなるのは、本書には、「大学アーカイブズ」をめぐって小樽商科大学の学生がほとんど登場しないからだ。「大学など公的な団体の所蔵する文書を管理する権利」が「学生」にあるといいながら、たとえば、「動的な「資料」」の制作にどれだけ「学生」がかかわったのか、それはわからない。「学生」がどう利用しているのかもわからない。第3章第4節「資料利用の具体例」で、「本節では、「緑丘アーカイブズ」に含まれる資料を具体的に活用してみる<sup>6</sup>」と記した文につけた後注で「一部の資料については、学生向けの刊行物『学園だより』や同窓会誌『緑丘』などでも紹介している。その記述を用いる場合も、本章に合わせて改稿した」といいながら、ではその「学生向けの刊行物」での紹介が「学生」にどう読まれたのか、どのようにうけとめられたのかを記すべきだとわたしはおもうが、そうした記述が本書にはいっさいない。くりかえせば、第3章第5節「資料集「緑丘アーカイブズ」を成立させるための実務上の条件」で、「どの資料を残すかを決めるのは、学長でもなく、歴史学者でもない。市民や卒業生も含め、緑丘関係者全員のコンセンサス次第である」と大見得を切りながらも、ではその「コンセンサス」をどう形成したのか、どう形成しようとしたのか、それにどう努めたのか、どうしようとしたのかの具体例の記述もない。それどころか同節の「まとめ」には、「資料集」としての「緑丘アーカイブズ」は、一つには年史編纂の道具・素材として作成されたものであった。本来、『年史』は、アーカイブズで整理された資料のごく一部を使い、担当者の興味関心で編集し作成されるものである」とも記され、わたしにはこの引用部分の「本来」の意味がまったく理解できなかったのだ。

「コンセンサス」については、第7章第1節「はじめに」に記述があった。「百年史編纂室は、後から百年史編纂小委員会が設置されるなど、業務の合意プロセス〔なぜか「コンセンサス」ではない〕は、複雑に変遷している。その業務は、全てその時々話し合いの



結果行われているが、背景の説明を加えると煩雑になる。本章では、合意の到達内容や、その結果の業務の成果のみに触れて考察が進められる」——わたしがもともとていた記述は端から想定されていなかったわけだ。合意形成の過程を示さないということだ。

ふりかえれば、第2章第3節には、「卒業論文および修士論文は、現用の法人文書として図書館が保存管理をし、研究者や学生、市民に利用・閲覧されている」と、第3章第3節第3項には、「緑丘アーカイブズ」の「検索展開画面がグーグルとも連動し〔中略〕特に市民による検索、資料の利用が増加している」と記してあった。だがその具体例——どのくらいの期間に何件の閲覧やアクセスがあったかは、いっさい記されていない。「学生」も「市民」も「緑丘アーカイブズ」になにを期待し、そこからどういった「利益」を得たり、その不備によってどういう「不利益」をこうむったりしているのか、がまったくわからない。

本書の記述は、先進例として「緑丘アーカイブズ」ではない他所の事例がとりあげられ、また、「不利益」などについてもこれまた小樽商科大学以外の他所の事例が示されているにとどまり、「緑丘アーカイブズ」にかかわって、「公文書管理と情報アクセス」が、その権利をもつ「市民や学生」にとってどう機能しているのかいないのか、どのように権利が享受されているのか、そしてその権利をどう行使しているのかは、あらわさず、そうした議論が展開していないのである。

本書にいう権利者としての「市民や学生」は空虚な存在だ。下世話にいう——（正義のおちさん）バス停は禁煙となっていますので煙草は吸わないでください、（喫煙者）禁煙にご協力くださいだろ、禁止とはなっていないしみんな吸ってんじゃん——というときの「みんな」——だれもがそうおもっている、みんながやってる、というときの「だれも」や「みんな」とおなじにおもえる。ご老公のお付きのひとが印籠をだしたはよいが、そこには家門が記されていなかった、というところか。これは違うか。

本書はこうしたいくらか抽象度が高い議論になるととたんにその練度が落ちると、わたしは感じる。著者の心情や信念が披露されているにすぎない。つぎの文章もそう（結章第1節）。

大学アーカイブズとは何か。一言で言えば、社会にとって重要な記録、もしくは、その

組織・大学にとって重要な記録を、市民や学生、構成員の記憶として未来に残していく組織である。

——さきにみたとおり、結章第 1 節「はじめに」の冒頭には「大学アーカイブズについて改めて定義し直すことも目指しつつ」とあった、その再定義がこの一文にあらわれているのか。本書「まえがき」にあった「記憶」をめぐる記述とくらべると、「記憶」の語に「」がなくなっただけでなく、「「記憶」を後世に伝える」から「記憶として未来に残していく」へと「大学アーカイブズ」の役割がかわっているとわたしはおもう。「伝える」というとき、そこにはなにかしらの媒介が想定されているはずだ。「残していく」となると、これは「記憶」そのものを、となるはずだ（残す、保存する、ことももちろん USB メモリにとか DVD にとかの媒体にというばあいもあるが）。これはおおきな違いではないか。しかも、なにか高邁な思想家の語るころではなく、ごくふつーにわたしたちの身近なところをみれば、記憶を記録する、というのが通例ではないか。ここでは、記録を記憶する、となっている。いや厳密に言えば、記録を記憶として残す、だ。記録を適正に保存し公開し、さらに未来へと伝えてゆくことも Ar のそう容易な仕事ではないとおもうのだが、それをさらに「記憶として未来に残していく」ということが、わたしにはわからない。

小樽商科大学の一構成員として「緑丘アーカイブズ」制作にかかわった本書著者の、その業務をめぐる「記録」を著者はどのように「記憶」としていまの大学に残しているのか。そのまえに、それは「大学にとって重要な記録」なのかどうか、だれが、どう判断したのかしていないのか、それをめぐる「コンセンサス」はどう形成されたのかされなかったのか、その「記録」は「記憶」となったのか。その「記憶」をいま知ることができるのか。「緑丘アーカイブズ」でどう検索すればよいのか。

だが結章第 1 節には、「小樽商科大学では、百年史編纂の機会に、学生や教職員、卒業生、あるいは市民により、深淺はあるにせよ、アーカイブズについての一定のコンセンサスの形成がなされてきたことと思われる」と記述があり驚いた。曖昧な記し方（形成された、でもなく、形成がなされてきた、でもない）に驚き、本書のどこにその記述があったのかと驚いた。つぎの文は、「コンセンサスの形成がなされていくことで、これまで見てきたよ

うに、百年史編纂室によるアーカイブズの活動が成立しえたのである」と記したということは、実際にあった活動がその「コンセンサスの形成」の証左だということか。「コンセンサス」がなければ、「アーカイブズの活動が成立しえ」なかったというのか。「なされてきたことと思われる」という曖昧な記述が、つぎにうつると断定形で記されることがらの前提になっているとは、どうにもおかしい。

では、小樽商科大学の「大学アーカイブズ」をめぐる、2010年12月の「継承組織の設置」「見送り」も、そうした「コンセンサス」にのっとった決定だったのか。それとも、「コンセンサス」に反した暴挙だと、本書は静かに糾弾しているのか。

つぎをみよう——「その社会あるいは組織が存続する場合には、コンセンサスの形成は続けられていくことになる。アーカイブズやアーキビストは、市民のコンセンサスに応じていく必要がある。言い換えれば、社会あるいは組織における人々の記憶を残していく、そのことに関わる社会契約の内容を具体的に実現するのがアーカイブズであり、アーキビストである。大学アーカイブズも、人々の記憶を残していくことを目的に設立される」。第2文をいいかえると第3文となるという展開がわからない。こうした記述は、「大学アーカイブズも、人々の記憶を残していくことを目的に設立される」という著者の信念がまずあって、そこから記述が始まっているとおもえる。その信念の明記にいたる話の筋を記しているとみえてしまう。

さらにつぎ——「組織ごとにアーカイブズが設けられれば、各組織特有の記憶の保存にもそれぞれ十分な配慮がなされることになる。各組織特有の記憶の保存には、例えば、研究資料の収集や組織関係者の私文書等の受領を積極的に行う必要がある。各組織特有の記憶に関わる私文書等も、公文書管理法では、「特定歴史公文書等」の対象である（第2条第7項第4号）」となる。ここでははっきりと、「記憶」はArに「保存」されるべきものとなった。だが、たとえば、わたしの「研究資料」を収集したとして、それからわたしが勤務する大学「特有の記憶の保存」はどのようにして可能となるのであろうか？。また、法律にのっとれば、「私文書等」もArが管理する対象となる、Arは「その受領を積極的に行う必要がある」、それができる、Arは「各組織特有の記憶の保存」をおこなってゆく、それが

できる、ということか。これは、組織に帰属するものは、「組織特有の記憶の保存」のためにそれにかかわる「私文書等」をArに提供する義務がある、となる怖れはないのか。本書著者はそうしたArを展望しながら「緑丘アーカイブズ」の業務に就いていたのか。

結章第1節「はじめに」の末尾には、この章では「アーカイブズと「知る権利」および「プライバシー権」について言及する」との予告があった。

結章第2節「研究の成立した背景」ではまず、「小樽商科大学と同じく高等商業学校の系譜をひく、山口大学（経済学部）や長崎大学（経済学部）」を参照対象として、「百年史編纂」の有無を、「人材難が理由ではない」として、「情報公開法などへの対応」の違いだととらえてみせた。「小樽商科大学の整理実務担当者」は、同法など「法的制度的な課題も克服することが求められ」、それ以前に当然のこととして「アーカイブズ実務の勉強」——それは「一般的に実務担当者は国立公文書館あるいは国文学研究資料館などの研修を受講したり英独仏語の実務報告書をどん欲に読むことになる」という——をしてきたうえで、「資料の整理や公開、利用に関わる諸課題の山積する中で」、「『百年史』を刊行すること」を担ったという。行政法の研究者でもある小樽商科大学学長名で「任命された唯一人の実務担当者は、歴史学が専攻ではなく、公法関連分野の研究をしている者であった。その学長や幹部らとのやりとりで示唆され考えさせられた課題に取り組み、さらに学内関係者で資料整理について議論し、加えて、その成果をアーカイブズ学会や記録管理学会などで学術的な成果として報告してきた。全国大学史資料協議会などの関係書籍・関係誌に寄稿してきた」とその業務歴がふりかえられ、「つまり、本書は、国立大学法人小樽商科大学におけるアーカイブズの業務を素材に、他大学や自治体アーカイブズとも比較しつつ、法的制度的な課題および実務上の課題の研究を進めてきた成果である」とうったえる（本書紹介⑭）。まず率直にすさまじいまでの勉強ぶりに驚愕する。

さきにみた「人材難が理由ではないと考えられる」ことの根拠の1つに、「実際、長崎大学ではそのための専従教員も採用された。しかしながら、小樽商科大学のような形式で、大学史の準備と刊行が進められることはなかった」との点があげられている。それはそうだろう、小樽商科大学の実務担当者のように勉学にも仕事にも励むものはほかにいるはず

がない。やはり「人材難」なのだ。

ついで、「本書で触れられることの多くは、学内の教職員と繰り返し意見交換してきたことでもある。本書の内容は、全て著者の研究内容であり、責任を持つ。しかしながら、小樽商科大学でのアーカイブズをめぐる能動的な議論や活動がなければ、本書の研究成果は生まれなかったとも言える。小樽商科大学の成果という一面もある」という。だから、さきにみた「一定のコンセンサスの形成がなされてきたことと思われる」といい得るのだ、となるとすると、それでは困ってしまう（わたしが）。理由はかんたん、合意形成というとき、その過程がだれにでも検証できるように公開されていることがなによりその前提条件ではないのか。それは本書には記されていない。それだけのこと。

結章第 3 節は「各章の内容確認」とのことだが、これは必要か（6 ページ分）。「単なる実務報告ではなく、アーカイブズのない組織でのアーカイブズを考える上での議論の枠組みを示していることが、本書として成り立つ理由でもある」とは、序章第 6 節「小括」にあった文とほぼおなじ（結章では 3 字くわわり 2 字減った）。まあ強調箇所とうけとればよいか。それほど「実務報告」と読まれたくないということか。

ここに、これまでの章ではなかった記述があった。たとえば、第 3 章の「内容確認」では、「近年盛んになりつつある、高等商業学校研究、特に小樽高等商業学校研究などにおいて、この電子資料集がどのように活用されうるかを明らかにした」と記したうえで、「言い換えれば」とつづけて（ただしこれまでもくりかえし指摘してきたとおり、本書著者のいう「言い換えれば」はいいかえになっていない）、「このような資料集を作成するに至った背景と具体的な作成方法の概要を説明した」というのだ。わたしなりにいいかえれば、第 3 章では、近年の「高等商業学校研究、特に小樽高等商業学校研究」をふまえて、「この電子資料集」の利用可能性と、その作成の背景＝研究動向を説明した、ということとなる。

こうした記述がなくても最後に指摘するつもりだったが、不思議なことに本書では近年の「高等商業学校研究」も「小樽高等商業学校研究」もほとんど参照されていないのだ。本書巻末の「参考文献等一覧」にはそれらの研究にかかわる文献は 3 件しかあがっていない。それは確かに第 3 章の後注にもみえ（第 7 章にも）、同章第 4 節「資料利用の具体例」

第6項「教官と事務官兼任」のところで参照された文献である。ほかには、第3章第2節の模式図「小樽商科大学公文書の整理と公開」で、「⑨その他の刊行」に「学内外の研究者による研究や新聞記者による報道活動」のところに2著があがっているにすぎない（なおこの2著はなぜか「参考文献等一覧」にはみえない）。

せめて、『小樽高商の人々』はきちんととりあげるべきではなかったか。それについては「人物に焦点をあてた」としか記されていない。こうした要約自体もわたしは適切ではないとおもうが、そうまとめるのであれば、せめてそこで使われた史料と百年史編纂室の業務とをあわせて議論することはできただろう。そしてなにより、『小樽商科大学百年史』刊行のために「動的な「資料集」をつくったのだから、その「資料集」が同書でどのように活用されたのか（されなかったのか）をきちんと検証することが、本書の使命ではなかったのか。そこでこそ「アカウントビリティ」なるものが果たされるのではないか。

「小樽高等商業学校研究」はさきにみた5点にはとどまらないし、著者自身が「近年盛んになりつつある」という「高等商業学校研究」は、当然のこと歴史学の領域にかぎられずにたくさんの成果が発表されている。それについては、ただの1件も参照されていない。

「高等商業学校研究」の動向を一瞥もせず、「小樽高等商業学校研究」ですらそのうちの一部しか参照せずに、小樽商科大学の「大学アーカイブズ」を担い、それを論じることができるのか、わたしにはわからない。

ここにはまた、想定される「批判」も示されている——「小樽商科大学百年史編纂室のこれまでの展開について、年史執筆者が関心をよせる資料の翻字に力を入れるべきで、本来の年史編纂ではない、という批判を受けるかもしれない」。そのつぎの文章へのつながりが、わたしにはわからなかった。つづけてこう記される——「しかしながら、「本来の仕事」に加え、忘れてはならないことがある。それは、わたしたちの社会、少なくとも大学社会では、アーカイブズの制度や文化が未成熟だということである」……。どこかでみた覚えがある。これはなんと、本書第3章第5節第6項「職員のメリット」にある文章とほぼいっしょ。結章では「しかしながら、」の7字がくわわったこと、「本来の仕事」に「」がついたこと、がさきと違った。これで本書には、ほぼおなじ文章の2か所への記載が2度

あったこととなる。わたしは、こうした「研究」書を初めてみた。引用箇所が、ではない。著者自身の文章が、だ。

さきの箇所では、大学の Ar に職員が「メリット」を感じないというところ、ここでは百年史編纂室の業務が「本来」のそれではないという指摘があるかもしれないというところ。なんだかつごうが悪くなると（なりそうなときに）、だって大学社会が遅れてるからじゃん、といているようにみえてしまう。わたしはこうした論法、いやお話はおかしい、とおもう。くわえて、「制度」は成文化されているかどうか慣習化されているかどうかでその有無や優劣や適否を判断できるだろうが、ここにいう「文化」とはなんだろうか。包丁やアパートすらもが文化になったのはもうずいぶんとむかしのことで、最近はもっとその適用範囲？がひろがっているが、アーカイヴも「文化」といわれると（「日本型のアーカイブズカルチャー」なる語もある）、なんともわたしは困ってしまう。学生サークルの飲酒も「文化」か、バス停での喫煙も「文化」、教授会も「文化」、わたしの講義題目も「日本社会文化論」だった。

結章第 4 節は「今後の研究課題」と題され、それとのかかわりで、これまでの「研究」をふりかえるということなのか、同章第 3 節「各章の内容確認」とおなじ（ような）文が散見される。さきに指摘した 2 か所にとどまらなかったのだ。こうなると本のつくりとしてひどい。これは巻末「あとがき」に名があがっている「エディター」の責任でもあるし、「ご多忙にもかかわらず、本書の内容や構成などについて、詳細な厳しいご指導ご教示」を授けた著名な研究者にも責任があろう。ただ、「先生のご助言をすべて生かす能力が私にあれば、本書の不十分な点はさらに減少していただろう」と著者自身がいうのだから、やはり、当然のこと、本書の全責任は著者にある（のか）。

第 5 節「アーカイブズに関連する権利を考えるための研究例」と第 7 節「小括」はもう読まない。さきの「記憶の保存」と公文書管理法下の大学の「私文書等」とのかかわりが説かれているかもしれないので。第 6 節「アーカイブズと「知る権利」および「プライバシー権」」を読もう。

参照した先行研究にしたがい、公文書管理法にいう「説明責任」と「知る権利」は、前

者が「国や独立行政法人等の側からの視点が強調されたものであり」、後者には「主権者である国民」の「視点が明確にされ」たのだといい、それをうけて、「公文書の管理にこそ国民の視点が必要である」と著者は主張する。「市民」はどこへいった。

「プライバシー権」については、「例えば、個人情報に関し、政治家と市民とで公開範囲に差を設けるために、プライバシー権を盛り込む方向で検討されるべきである」との意見が述べられ、現状のままでは、「将来の年史編纂や歴史学研究で活用できない資料の増加が予想される」との懸念が表明されているように読める。「私文書」については、著作権とのかかわりで、「私文書（歴史公文書等の一つでもある）に含まれる「手紙」の扱いが争点になっている」と示されるにとどまった。この節も読む必要はなかったか。

**アステリスク** \*をつけた箇所を検討しよう。それはおおまかに分けると、(1)本のつくり方、(2)官立高等商業学校と国立大学法人の連続性、(3)最新技術と利便性、(4)歴史の感性、となる。

(1)読者にはそれぞれに本書をさまざまに読む自由がある。たとえば、さきに銜った奇にうまくはまった（とわたしにはみえた）書評は、本書第3章を「本書の“メインディッシュ”とも言える」と形容し、そこで「紹介」された「緑丘アーカイブズ」が「興味深い」との感想をみせていた。全体として「冒頭のロマンチックなエピソードとは対照的に、本論は極めて論理的に構築されている」との評言もそこにはみえる。たんに「論理的」だというにとどめず、「極めて」との最上級の形容をもって、その「論理」性を言挙げし、「解りやすい」、「説得力を持って迫ってくる」とまで評されたのだった。本書に対してわたしよりもこの評者は、著者の意を汲む読解力において、優れていたのだ。わたしにはどうにもそうは読めなかったのだから。わたしの読めなさをはっきりと示すためにも、この稿では本書からの引用を多用した。文章や文体だけでなく、論述の適否や自明なことがらの選別（あえて、わざわざ記すまでもないこと）もふまえて、本書はきちんと論じられるべきだったとおもう<sup>14)</sup>。本書は、1冊の本としてきちんとした出来ぐあいとなっているのか。

---

<sup>14)</sup> 本稿は共著別稿「研究動向〈歴史材〉を活かす」（『滋賀大学経済学部研究年報』第22巻、2015年11月発行予定）の下書きであり、別稿では本書への書評もとあげている。



公文書を管理する権利が市民にある——と主張したいのであれば、そうすればよい。ただし、そのことと「大学アーカイブズ」の業務をとりあげることとのあいだには、いくつもの論を整えてゆかなくてはならなかったはずだ。それはちょうど、「記録の証拠性を保障し、組織体のアカウントビリティーを実現させることを通じて民主主義の確立と世界平和の前進に貢献する」というときに、「実現させること」と「貢献する」ことが直結しないと感ずることとおなじだろう。

ただ、本書とおなじ年に刊行された同様の主題を掲げた本も、わたしには読みづらかったとひとりごちておこう。そこでは「大学アーカイブズ」と大学の「アカウントビリティー」「アイデンティティ」をつなぐ、その話の展開がわたしにはよくわからなかったのだ。わたしの読む能力、著者の執筆する能力、出版社の編集する能力、のどれがいちばん問われるのか。

(2)官立高等商業学校と国立大学法人との連続性については、法理上と現在の国立大学法人の認識との2つの観点から議論することとなるようにおもう。一言くわえると、そこにアイデンティティの作用や観点がかわるようにおもう。この検討は今後の課題としよう。

(3)デジタル・データ、インターネット、アプリケーションを駆使してアーカイブズが制作、運営され、それによって、いつでも、どこで、だれでもが、提供されるデータにアクセスできることはたしかに便利であり、それを望ましいこと、必要なこと、あるべき事態や環境だとしてすすめ、またそこに誇りを抱くようなようすに、わたしは馴染めない。ただしこの論点を、こうした事態や環境の根本において批判したり批評したりすることは、とてもむづかしいと感ずてる。理由はかんたんで、この社会がそれらを推進しているから。

予算を獲得するための事務方への説明において、方便として、あるいは仮の意義強調として、このアーカイブズができれば小樽にこなくてもモザンビークでもジブラルタルでも、平壤でも（これは無理か）、収蔵データにアクセスでき、小樽商科大学についての稿を執筆できる、というとしても、いつのまにかそれが絶対是のごとく、疑う必要のない自明の是とされているようで、どうにもわたしには違和が残る。しかもこの方便は、では、できあがってから半年のあいだに、あるいは5年のあいだに、どれだけの利用があったのか、と

監査が入ったときに、その推奨の観点ではアーカイブの維持がむつかしくなるような気がする。もっと違う議論が必要ははずだ。

(4)アーカイブズが歴史研究者にだけ開かれていることはない、アーカイブズは史学専攻のODだけのアルバイト先だったり就職先だったりするわけではない、アーキヴィストは歴史学の学位（正確には文学や社会学の学位だが）を必須とはしない、との主張に賛成したうえで、でも、歴史の感性にゆたかなほうがよいとわたしはおもう。

それにはとてもかんたんな理由があって、本書で示された「資料利用の具体例」も、そのすべてが、歴史を知るための手立てとしてアーカイブズなりその所蔵史料なりを使っていたのだから。アーカイブズの周囲からなるべく歴史研究者を排除してもかまわないが、歴史というものにかかわる知や感覚や思索の手立ての整備は、アーキヴィストに不可欠の装備だとおもう。史料を整えるデータベースの設計には、史学専攻ではどうにもならない技術と、歴史学の知をめぐってくりかえされる問い直しとが欠かせない、とわたしはおもう。本書で著者が想定する歴史学なるものは、ある一時代の特徴や傾向がうまくあらわれているかもしれないが最新のそれではないし、いまやすでに歴史叙述は文学部史学科のカリキュラムを超えたりそれとはべつな領域での研鑽によって果たし得たりすることとなる技能なのであり、歴史認識をめぐる思索は歴史学の独占事項ではなくなっているのだ。ごくかんたんにいえば、小樽高等商業学校をふくむ小樽商科大学史への理解や検討がないままに、「緑丘アーカイブズ」はつくれないということだ。

「先進」のものごとや仕組みに憧れ、その導入や実現を切望する態度は、「後進」を自認し、それを嘆き悲しむものが慣れ親しんだお馴染みの姿勢である。そこでは「未成熟」なわが身が唾棄すべきものとなり、それが最新の装備にかかわることがひたすら希求される。グローバル化の潮流に乗り、そこでの最先端に位置づけられようとして、地球の裏側からのアクセスが想定できれば、「未成熟」なわが身もどこか最新モードの一端につらなれた気になれる。組織のトップが掲げた「名門」のエンブレムにふさわしい道具をもつとの目標も、その中身がともなわないままに、いつのまにかそうした外装を纏っているように勘違いする恐れはないか。アーカイブズをめぐるお話が逆立ちしている。

あらためて、本書のいちばんの不備をあげれば、本として整っていないということと、論証と信念の告白や宣言とはまるで違うこと、お話として、「北の小規模名門大学」にふさわしいアーカイヴを展望してしまったこと、アーカイヴズと「私文書」の議論をしっかりとつめていないこと、それとのかかわりでアーカイヴズを「記憶」の保管庫や貯蔵庫としようとしていること、をあげて、これら諸点は本書でもっときちんと論じられなくてはならなかった最重要の事項だったと指摘して、この本の読書をやめにしよう。